歴史的資源を活用した観光まちづくりに対する支援メニュー集

（令和３年度予算決定版）

令和３年3月

歴史的資源を活用した
観光まちづくりユニット

～目次～

Ⅰ.ソフト＆ハード整備に対する支援

- 農山漁村振興交付金（農泊推進対策）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 日本遺産活性化推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 伝統的建造物群基盤強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
- 地域文化遺産・地域計画等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
- 文化財・博物館等のインバウンド対応（文化財多言語解説整備事業）新規・・・１４
- 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業 新規・・・・・・１６
- 文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業（活用環境強化事業）・・・・１８
- 空き家対策総合支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
- 地方創生推進交付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
- 浜の活力再生・成長促進交付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
- ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）・・・・・・・・・２６
- ＩＣＴ等を活用した多言語対応等による観光地の「まちあるき」の満足度向上・・・・２８
- 公共交通利用環境の革新等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
- 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
- 歴史的風致維持向上計画の認定制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
- 城泊寺泊による歴史的資源の活用事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７

Ⅱ.ソフト（人材等）・プロモーションの充実に対する支援

- 木造住宅・都市木造建築物における生産体制整備事業・・・・・・・・・・・・・・・４０
- 広域周遊観光促進のための専門家派遣事業 新規・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
- 「新たな旅のスタイル」促進事業 新規・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４
- 国立公園等の自然を活用した滞在型観光コンテンツ創出事業 新規・・・・・・・４７
- 文化財保存活用地域計画等作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１
- 文化資源の高付加価値化の促進 新規・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５３
- Living History（生きた歴史体感プログラム）促進事業・・・・・・・・・・５５
- 不動産証券化手法を活用した地域振興のためのネットワークの形成促進・・・・・５７
- ふるさと移住交流支援プロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６０
- ふるさと起業家支援プロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６１
- 地域おこし協力隊クラウドファンディング官民連携事業・・・・・・・・・・・・・・６４

Ⅲ.その他

- 消防用設備等の基準の特例の考え方等の整理・公表等・・・・・・・・・・・・・・・６７

Ⅰ.ソフト＆ハード事業

施策名	農山漁村振興交付金（農泊推進対策）	予算額(百万円)	9,805の内数
申請先	各地方農政局※ （事業実施主体が、北海道内の場合は農村振興局、沖縄県内の場合は、内閣府沖縄総合事務局） ※活性化計画の提出先は農林水産大臣	申請期間	・2021年２月26日～３月12日 ・追加公募未定 ※活性化計画の受付は、別途規定
概　　要	農山漁村の活性化と所得向上を図るため、地域における実施体制の構築、観光コンテンツの開発、多言語対応やワーケーション対応等の利便性向上、滞在施設等の整備等を一体的に支援するとともに、国内外へのプロモーションや地域が抱える課題解決のための専門家派遣等を支援。		
対象者	１．農泊推進事業等【ソフト対策】 地域協議会　等 ２．施設整備事業【ハード対策】 （１）活性化計画に基づかない施設整備事業 ① 市町村・中核法人実施型 市町村、地域協議会の中核法人　等 ② 農家民泊経営者等実施型 地域協議会と地域内の農家民泊経営者等との連携体 （２）活性化計画に基づく施設整備事業 都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体　等		
対象事業	１．農泊推進事業等【ソフト対策】 （１）農泊推進事業 農泊をビジネスとして実施できる体制の構築、観光コンテンツの開発等 （２）人材活用事業 新たな取組に必要となる人材の雇用等 （３）農泊地域高度化促進事業　※農泊推進事業が完了した地域に対して追加支援 ① インバウンド需要への対応 Wi-Fi環境の構築、多言語標示板の設置、トイレの洋式化　等 ② 高付加価値対応（食・景観） 地元食材を活用した食事メニュー開発、景観・歴史・伝統文化等を活用した体験プログラム開発等 ③ワーケーション対応 Wi-Fi、オフィス環境整備（机、椅子、アクリル板等）、企業等への情報発信等 ２．施設整備事業【ハード対策】 （１）活性化計画に基づかない施設整備事業 ① 市町村・中核法人実施型 古民家等を活用した滞在施設や体験・交流施設などの施設の整備 ② 農家民泊経営者等実施型 地域内の農家民泊経営者等が営む宿泊施設の改修 （２）活性化計画に基づく施設整備事業 活性化計画に基づき「農泊」に取り組む地域への集客力を高めるための農産物販売施設など、「農泊」を推進するために必要となる施設の整備		
支援内容	１．農泊推進事業等【ソフト対策】 （１）農泊推進事業 ○　交付率：定額（上限500万円／年×２年） （２）人材活用事業 ○　交付率：定額（上限250万円／年×２年） （３）農泊地域高度化促進事業 ○　交付率：１／２等 ２．施設整備事業【ハード対策】 （１）活性化計画に基づかない施設整備事業 ① 市町村・中核法人実施型 ○　交付率：１／２（上限2,500万円、5,000万円、1億円） ② 農家民泊経営者等実施型（※） ○　交付率：１／２（上限1,000万円／軒） （２）活性化計画に基づく施設整備事業 ○　交付率：１／２等 （※農家民宿から簡易宿所の営業許可を取得して②を実施する場合、別途農家民宿転換促進費の助成あり）		
備考	※ 活性化計画とは、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第５条に基づき、都道府県又は市町村が作成する計画をいう。		
連絡先	農林水産省農村振興局 都市農村交流課　TEL：０３－３５０２－５９４６（１、２（１）） 地域整備課　　TEL：０３－３５０１－０８１４（２（２）） URL:　http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html		

農山漁村振興交付金のうち

農泊の推進

詳細はYouTubeでご確認いただけます

【令和３年度予算額　9,805（9,805）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

農山漁村の活性化と**所得向上**を図るため、地域における**実施体制の構築**、**観光コンテンツの磨き上げ**、**多言語対応やワーケーション対応等の利便性向上**、**滞在施設等の整備**等を一体的に支援するとともに、**国内外へのプロモーション**や地域が抱える課題解決のための**専門家派遣**等を支援します。

＜事業目標＞

都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人［令和７年度まで］）

＜事業の内容＞

１．農泊推進事業

① 農泊の**推進体制構築**や魅力ある**観光コンテンツの開発、新たな取組に必要な人材確保、インバウンド受入環境の整備等を支援**します。

【事業期間：２年間、交付率：定額（上限500万円/年等）】

② 実施体制が構築された農泊地域を対象に、**多言語対応や<u>ワーケーション受入対応、地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツ開発</u>等を支援**します。

【事業期間：<u>上限２年間</u>、交付率：<u>1/2等</u>】

２．施設整備事業

① 農泊を推進するために必要となる**古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設の整備**や、活性化計画に基づく**農産物販売施設等の整備を支援**します。

（活性化計画に基づかない事業）

【事業期間：２年間、交付率：1/2（上限2,500万円、5,000万円、１億円）】

（活性化計画に基づく事業）

【事業期間：原則３年間、交付率：1/2等】

② 地域内で営まれている**個別の宿泊施設の改修を支援**します。（農家民泊から農家民宿へ転換する場合、促進費の活用可能）【事業期間：１年間、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者、5,000万円/地域）】

３．広域ネットワーク推進事業

戦略的な国内外へのプロモーション、農泊を推進する上での課題を抱える地域への**専門家派遣・指導、<u>農泊の成果や利用者のニーズ等の調査を行う取組</u>等を支援**します。【事業期間：１年間、交付率：定額】

＜事業の流れ＞

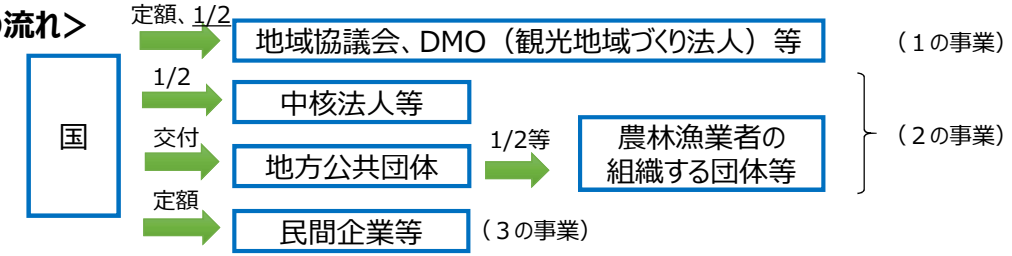

※下線部は拡充内容

＜事業イメージ＞

地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツの開発

古民家を活用した滞在施設

課題に応じた専門家の派遣・指導

［お問い合わせ先］農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）

■農泊の推進（農山漁村振興交付金）　【令和３年度予算額　9,805（9,805）百万円の内数】

○ 農泊の運営主体となる地域協議会等に対して、ソフト・ハード両面から一体的に支援を行う。

農泊推進体制

法人化された**中核法人**※を中心として、多様な関係者がプレイヤーとして**地域協議会**に参画し、**地域が一丸となって取り組む。**
（構成員に農林水産業のいずれかに関わる者を含むこと）

※ 中核法人の主たる役割は、農林漁業関連、観光協会等の非営利事業、体験・ガイド、宿泊事業等

地域協議会

中核法人

宿泊業　飲食業　交通業
市町村　小売業　農林水産業
情報通信業　旅行業　金融業

農林漁業体験

ジビエ

スポーツアクティビティ

ホテル・旅館

市町村・中核法人

廃校を活用した宿泊施設

農家レストラン

古民家等を活用した宿泊施設

地域協議会との連携体

農家民宿・民泊

※民泊等の経営者が単独で事業を申請することは不可

○ このほか、国内外へのプロモーション事業を通じた農泊地域の魅力発信を行い、農泊需要の喚起を推進

地域協議会の取組への支援

市町村・中核法人等の取組への支援

＜ソフト対策＞

農泊実施体制等の構築

農泊推進事業	農泊をビジネスとして実施できる体制の構築、観光コンテンツの磨き上げ等に要する経費を支援 （ワークショップの開催、地域協議会の設立・運営、地域資源を活用した体験プログラム・食事メニュー開発　等）	事業実施期間：2年間 交付率：定額 上限：1年目、2年目とも500万円/年
＋		
人材活用事業	新たな取組に必要となる人材の雇用等に要する経費を支援 ※農泊推進事業と併せて実施すること	事業実施期間：2年間 交付率：定額 上限：1年目、2年目とも250万円/年

完了後

農泊経営の高度化

農泊推進事業完了地区を対象に、集客力の向上や経営の安定等を図るための取組に要する経費を支援

農泊地域高度化促進事業	**① インバウンド対応** （Wi-Fi、キャッシュレス、多言語対応、トイレの洋式化、インバウンド向け食事メニュー開発　等） **② 高付加価値対応（食・景観）** New ・地元食材を活用した食事メニュー開発 ・景観・歴史・伝統文化等を活用した体験プログラム開発　等 **③ ワーケーション対応** New （Wi-Fi、オフィス環境（机、椅子、アクリル板等）整備、企業等への情報発信　等） ※当該事業による支援は１回限り。 また、①とそれ以外（②,③）の同時実施は不可。	事業実施期間：最大２年間 交付率：①定額等 ②③１/２ 上限：①200万円 ②③100万円、150万円※ **※ ②③の助成額について** 「食」「景観」「ワーケーション」のうち、 一つのみ実施の場合 ⇒**上限100万円**（国費） 二つ以上実施の場合 ⇒**上限150万円**（国費）

＜ハード対策＞

※以下２つの実施形態のうちいずれか。

宿泊施設等の充実

市町村・中核法人実施型	古民家等を活用した滞在施設、体験交流施設、農林漁家レストラン等の整備に要する経費を支援	事業実施期間：原則2年以内 交付率：１/２ 上限：原則2,500万円（国費）
農家民泊経営者等実施型	農家民泊経営者等が現在営んでいる宿泊施設の改修に要する経費を支援 ※農家民泊から旅館業法の営業許可を取得した農家民宿に転換するための整備を行う場合、併せて転換促進費の活用が可能（1経営者あたり最大100万円）	事業実施期間：原則1年以内 交付率：１/２ 上限：1,000万円/経営者（国費） （1地域あたり5,000万円）

このほか、農山漁村活性化法による活性化計画に基づき、農泊に取り組む地域への集客力を高めるための農産物販売施設等の整備が可能　（交付率：１/２、上限：1計画あたり4億円）

施 策 名	日本遺産活性化推進事業	令和3年度 予算(案)額 (百万円)	673 ※この他、「国際観光旅客税の税収を充当する事業（Living History（生きた歴史体感プログラム））：令和3年度18億円」において、観光拠点としての更なる磨き上げとして地域全体で魅力につながる一体的な整備（日本遺産を含む）を支援する。
申 請 先	文化庁参事官（文化観光担当）	申請期間	年1回程度 （文化庁から各都道府県教育委員会を通じて連絡）
概　　要	地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として認定するとともに、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化・観光振興を図る。		
対 象 者	日本遺産又は日本遺産の候補地域の構成文化財の所在する地方公共団体等によって構成される協議会等 ※申請自治体関係部局や、NPO、文化財保存団体、商工会議所、民間事業者等によって構成され、補助対象事業を実施するために必要な運営上の基盤を有する協議会等		
対象事業	日本遺産又は日本遺産の候補地域が実施する以下の事業。 （１）人材育成事業 ・ボランティア、日本遺産の情報発信・普及啓発に資する人材育成等 （2）普及啓発事業 ・ワークショップ、シンポジウム等 （3）調査研究事業 ・文化財の文献調査・資料収集 （ストーリーとの関連性の確認に必要な追加調査・資料収集。ただし、指定に係わる調査を除く。） （４）公開活用のための整備に係る事業 ・日本遺産の情報発信に必要な資料の展示公開を行うための空き教室や廃校等の改修、休息施設、便所等便益施設等の設置、設備整備（警報設備、消火設備、防犯設備、防災他委託） ・案内板、説明坂等の設置、その他の環境整備（案内板の設置等に伴う雑木、雑草の除去、張芝）　等		
支援内容	○上記対象事業について予算の範囲内で補助。 ○日本遺産の候補地域の申請手続は以下の通り。 ・単一の市町村内でストーリーが完結し、構成文化財が当該市町村のみに存在する場合は「地域型」として応募可能 ※ただし、以下のいずれかにあてはまることが条件 ・文化財保存活用地域計画又は歴史文化基本構想を策定済みの市町村 ・歴史的風致維持向上計画を策定済の市町村 ・世界文化遺産一覧表記載案件の構成資産を有している市町村（構成資産を日本遺産のストーリーの構成文化財群に含むこと） ・世界遺産暫定一覧表記載案件の構成資産を有している市町村（構成資産を日本遺産のストーリーの構成文化財群に含むこと） ・世界遺産暫定一覧表候補案件の構成資産を有している市町村（構成資産を日本遺産のストーリーの構成文化財群に含むこと） ・文化観光推進法に基づき，拠点計画又は地域計画の認定を受けた市町村（当該市町村が認定計画の申請者となっている場合に限る） ・複数の市町村にまたがってストーリーが展開し、構成文化財が各市町村に存する場合は「シリアル（ネットワーク）型」として応募可能 ・市町村教育委員会又は市町村から都道府県教育委員会又は都道府県を通じて文化庁へ申請書を提出		
備考	日本遺産ポータルサイト「支援策」URL https://japan-heritage.bunka.go.jp/ja/about/support.html		
連絡先	文化庁 参事官（文化観光担当） TEL:03-5253-4111(5046) FAX:03-6734-3823		

日本遺産活性化推進事業

令和３年度予算額（案）　673百万円
（前年度予算額　672百万円）

文化庁 Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

概　要

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産（Japan Heritage）」として認定するとともに、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化・観光振興を図る。

日本遺産（Japan Heritage）

地域に点在する様々な遺産を「面」として活用・発信

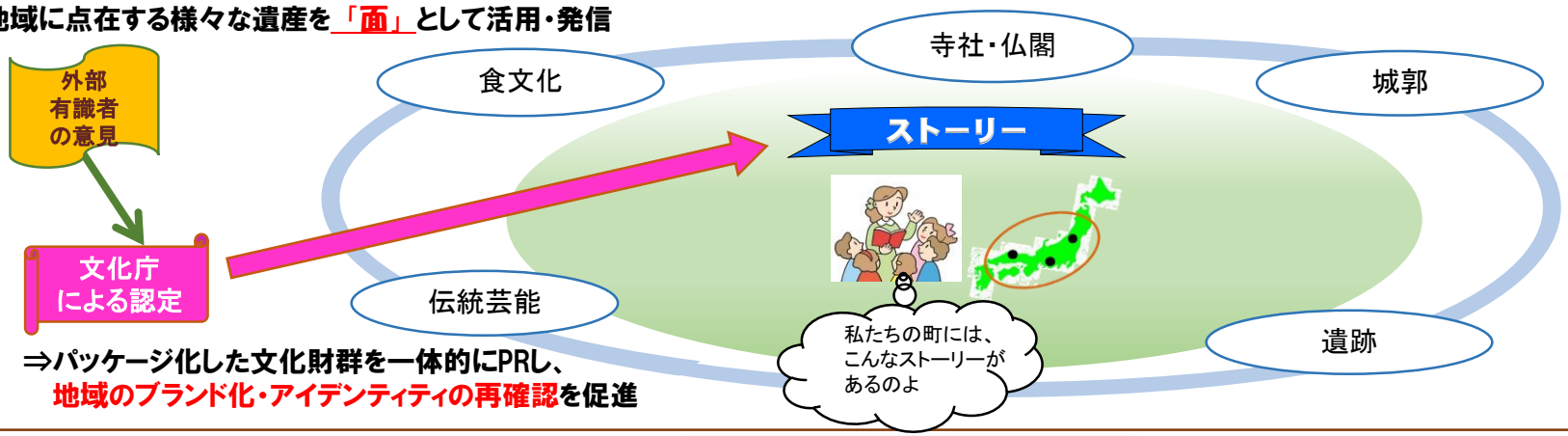

⇒パッケージ化した文化財群を一体的にPRし、
地域のブランド化・アイデンティティの再確認を促進

本邦国策を北海道に観よ！
～北の産業革命「炭鉄港」～

琉球王国時代 から連綿 と続く沖縄 の伝統的 な「琉球料理 」と「泡盛 」、そして「芸能 」

地域に対する支援

地域文化財総合活用推進事業

地域が、日本遺産を通じて地域の活性化や観光振興を推進する取組に対する支援

①人材育成事業	・観光ガイドやボランティア解説員の育成等
②普及啓発事業	・ワークショップ、シンポジウム、PRイベント等の開催等
③調査研究	・旅行者（訪問予定者）の嗜好性 調査等

※①②③において、感染症防止対策等に対応

日本遺産プロモーション事業

- JNTOと連携した海外プロモーションの抜本的強化
- 日本遺産周遊促進モデルの構築
- 日本遺産ポータルサイトを通じた国内外への情報発信、「日本遺産の日（2月13日）」を中心に日本遺産認定地域と連携した普及啓発イベントの開催、ツーリズムEXPOジャパンへの出展等による認知度・ブランド力の向上
- 地域のニーズにあった専門家の派遣（日本遺産プロデューサー派遣事業）による地域活性化の支援
- 民間企業等との連携強化を図るために官民連携プラットホームの形成

「日本遺産」全体の底上げを図り、ブランドを維持・強化していくための具体的な方策（取組状況に関するフォローアップの強化、優良な取組事例の横展開、新たな制度の導入等）について、外部有識者で構成される「日本遺産フォローアップ委員会」において検討し、施策に反映。

施 策 名	国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業	予算額(百万円)	11,497
申 請 先	文化庁文化資源活用課	申請期間	年５回程度 （文化庁から各都道府県教育委員会へ連絡）
概　　要	文化財建造物の適切な周期による保存修理を行うとともに、文化財の解説版、情報機器の設置や展示、便益、管理のための施設・設備の整備等の特色ある活用の取組に対して支援し、観光資源としての充実及び地域の活性化を図る。		
対 象 者	文化財の所有者、管理団体等		
対象事業	（１）修理事業 （２）管理事業 警報設備、消火設備、避雷設備、防盗、防犯設備、避難設備の設置工事や鳥獣虫害防除、危険木診断及び危険木対策工事、耐震診断等 （３）公開活用事業 文化財を分かりやすく解説する説明版や情報機器の設置、展示、便益、管理のための施設・設備の整備等		
支援内容	（１）補助事業者が地方公共団体である場合の補助率は、次に定める場合を除き補助対象経費の５０％とする。 ア　当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和２５年法律第２１１号）第１４条及び第２１条の規定により算定した基準財政収入額を同法第１１条及び第２１条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去３年間の平均値）が１．00を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額とする。 イ　当該地方公共団体が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）に規定する財政再生団体又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する過疎地域をその区域とする市町村である場合の補助率は６５％とする。 （２）補助事業者が営利法人又は登録有形文化財の公開活用事業及び解説整備事業を行う事業者のうち地方公共団体を除く法人である場合の補助率は補助対象経費の５０％とする。 （３）補助事業者が上記（１）及び（２）以外の者である場合の補助率は、別に定める場合を除き、補助対象経費の５０％とする。 ア　当該補助事業者の事業規模指数に応じ、別に定める加算率を限度として補助率の加算を行うことができる。		
備考			
連絡先	文化庁　　TEL 03-6734-2834 文化資源活用課　　FAX 03-6734-3820		

国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業

令和3年度予算額（案）　11,497百万円
(前年度予算額　11,563百万円)

文化庁 Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

※令和２年度第３次補正予算額(案) 881百万円＋令和３年度予算額(案)　＝ 12,378百万円

文化財を次世代へ確実に継承するため、適切な周期での保存修理を支援するとともに、修理現場の公開促進や修理によって得られた新たな知見の情報発信を同時に実施することで修理時期を観光振興にもつなげる。また、文化財を広く分かりやすく解説するための説明板の設置等、公開活用の取組を支援する。さらに、周辺環境を整備することにより、適切な維持管理を実現する。

文化財修理の抜本的強化

国宝・重要文化財（建造物）の価値を損なうことなく次世代へ継承するため、保存修理を実施する。

○ 木造文化財建造物の定期的な保存修理は、健全性を回復するだけでなく、構造補強など抜本的な強化も行い、大工等様々な分野の技能者の確保と育成、修理技術の伝承、修理に必要な資材の安定的な確保にも資するものである。

○ 明治以降に建造された近現代建造物（土木・建築）は、従来の木造のほか、煉瓦や鉄骨、鉄筋コンクリート造の建築物及び土木構造物が含まれる。平成５年度から重要文化財への指定を開始し、指定件数は366件に達しているが、その修理方法や修理周期は確立されていないことから、３次元計測等の先端技術の活用により、適切な修理時期の把握や迅速な修理を進め、公開活用を促進する。

根本修理の周期差による文化財的価値の変化比較図

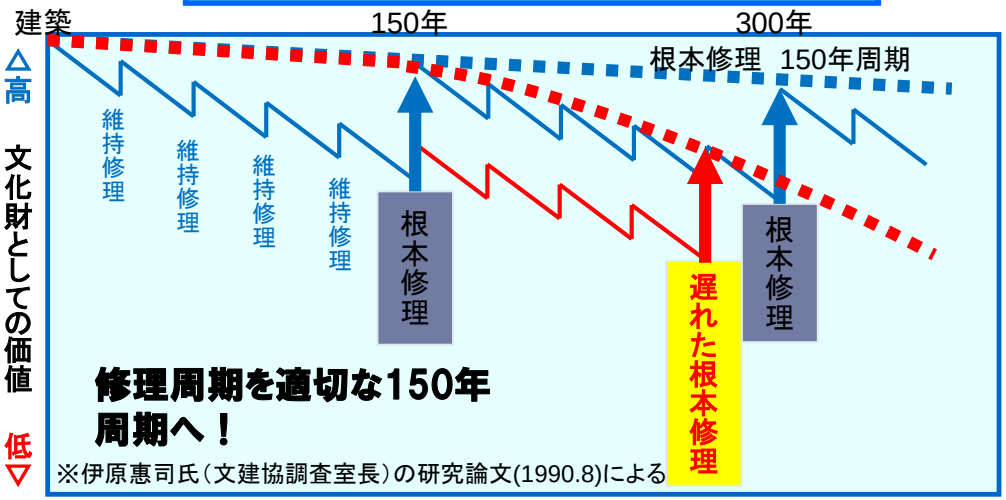

※伊原惠司氏（文建協調査室長）の研究論文(1990.8)による

修理機会を捉えた情報発信

修理の時期を活用し、修理現場の公開、修理に関する解説板等の設置に対して支援する。修理機会を捉えた情報発信を行うことで、修理期間という貴重な機会に、新たな体験の場を用意し、文化財への理解を促進するとともに観光振興にも寄与する。

工事を見学できる仮設道路を設置

パンフレット等による解説

文化財の公開活用

文化財を分かりやすく解説する説明板や情報機器の設置、展示、便益、管理のための施設・設備の整備等、各々の創意工夫に基づく特色ある活用の取組を支援し、観光振興に寄与する。

門司港駅（旧門司駅）本屋展示解説整備（福岡県）

大場家住宅体験用かまど整備等（東京都）

文化財の適切な維持管理

危険木の伐採や保存管理施設の設置等を実施し、国宝重要文化財建造物の周辺環境を整備することにより適切な維持管理に寄与する。

保存管理施設の設置

ワイヤーによる支持

〈適切な周期〉
根本修理（解体、半解体修理）
：平均150年周期
維持修理（屋根葺替・塗装修理）
：平均 30年周期
適切な周期により、文化財を確実に次世代へ継承する。

重要文化財　本隆寺本堂ほか2棟
半解体修理の様子（京都府）

施 策 名	伝統的建造物群基盤強化	予算額(百万円)	1,579
申 請 先	文化庁文化資源活用課	申請期間	年５回程度 （文化庁から各都道府県教育委員会へ連絡）
概　　要	重要伝統的建造物群保存地区の修理等の事業を一体的に実施することにより災害に強く魅力的なまちづくりを実現する。		
対 象 者	市町村		
対象事業	（１）伝統的建造物群の保存対策、防災対策に係る調査 （２）修理 重要伝統的建造物保存地区内の建造物等について、保存修理、修景、耐震改修を実施し、重要伝統的建造物群保 存地区の価値の維持と向上を図るとともに、積極的な利用を推進。 （３）防災施設等 重要伝統的建造物群保存地区の防災施設設置等。 （４）買上 重要伝統的建造物群保存地区内の建造物、土地の公有化。 （５）公開活用事業 重要伝統的建造物群保存地区内の公開活用に資する設備の整備等。		
支援内容	補助金の額は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の５０％とする。 （１）補助事業者が地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）に規定する財政再生団体である市町村又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する過疎地域をその区域とする市町村である場合にあっては、補助対象経費の６５％とする。 （２）当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在する市町村である場合にあっては、補助対象経費の８０％とする。 （３）補助事業が災害復旧事業として行われる場合の補助率は、別に定めるものとする。 （４）当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和２５年法律第２１１号）第１４条及び第２１条の規定により算定した基準財政収入額を同法第１１条及び第２１条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去３年間の平均値）が１．00を超える指定都市にあっては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額とする。		
備考			
連絡先	文化庁　TEL 03-6734-2834 文化資源活用課　FAX 03-6734-3820		

伝統的建造物群基盤強化

令和３年度予算額（案）　1,579百万円
(前年度予算額　1,567百万円)

文化庁 Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

※令和２年度第３次補正予算額(案) 116百万円＋令和３年度予算額(案)　＝ 1,694百万円

伝統的建造物群保存地区を社会基盤として捉えながら、保存に関する計画策定から修理・修景、防災力の強化、公開活用整備までを体系的に位置付け、必要とされる保護の措置を一体的に実施することにより、文化に富み、災害に強く、魅力的なまちづくりを実現する。

- 調　査　計画策定
- 修理・修景
- 防災・耐震
- 買　上
- 公開活用整　備

修理・修景、防災・耐震の促進

伝統的建造物の公開活用

伝建地区を社会基盤として体系的に捉え、地区全体の魅力と安全性を向上

美しい町並みの回復

文化の継承

地区の安全

地域の創生

観光の振興

伝統的建造物群保存地区

施 策 名	地域文化遺産・地域計画等	予算額(百万円)	1,689の内数
申 請 先	文化庁地域文化創生本部	申請期間	2020年10月30日～ 2020年12月25日
概　　要	文化振興や地域活性化を推進するため、地域の多様で豊かな文化遺産を活用し、実情に応じた特色ある総合的な取組に対して支援を実施する。		
対 象 者	地域の文化遺産の所有者、保護団体（保存会）、地方公共団体等によって構成される実行委員会等		
対象事業	地域文化遺産に関するボランティアガイドの育成、シンポジウムやワークショップの開催、公開事業等を支援		
支援内容	補助率：定額		
備考	令和３年度から地域計画等活用拠点形成事業を地域文化財総合活用推進事業（地域文化遺産）事業と統合		
連絡先	文化庁　地域文化創生本部　広域文化観光・まちづくりグループ TEL：075-330-6735 FAX：075-561-3511		

地域文化財総合活用推進事業

令和３年度予算額（案）　1,689百万円
（前年度予算額　1,509百万円）

文化庁
Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

目的

■各地に所在する有形・無形の文化資源を、その価値の適切な継承にも配慮しつつ、地域振興、観光・産業振興等に活用するための取組を支援することで、文化振興とともに、地域活性化を推進

事業概要　取組内容

◆地域文化遺産・地域計画等

地方公共団体が地域文化遺産を活用した実施計画を策定し、文化財の保護団体で構成される実行委員会等が行う人材育成、普及啓発等の取組を支援

地域文化遺産に関するボランティアガイドの育成、シンポジウムやワークショップの開催、公開事業等を支援

（ワークショップの開催）

◆地域無形文化遺産継承基盤整備

地域の無形文化遺産を継承する取組を支援することにより、確実な継承基盤を整備

山車等の用具等整備、後継者養成、記録作成等の取組を支援

（山車祭りの開催）

◆文化財保存活用地域計画等作成

地域における文化財の総合的かつ計画的な保存と活用を図るため、「文化財保存活用地域計画」の作成等に対する支援を実施

地域計画や大綱の作成に向けた取組を支援するとともに、小規模の市町村への有識者の派遣や文化財保存活用支援団体に対する研修会等を実施

（研修会の実施）

◆世界文化遺産

「世界文化遺産」に登録された地域において行われる普及啓発・人材育成・調査研究等の取組に対して支援し、世界文化遺産を活用した地域活性化を推進

世界文化遺産に関するシンポジウムの開催、ボランティア等の育成、課題の調査・分析や管理計画の見直し等を支援

（ガイド育成研修の実施）

◆ユネスコ無形文化遺産

「ユネスコ無形文化遺産」に登録された地域に対して、普及啓発・人材育成・調査研究等の取組等について支援し、ユネスコ無形文化遺産を活用した地域活性化を推進

ユネスコ無形文化遺産に登録された地域の活性化を図るため、情報発信・普及啓発・人材育成・保護活動等の取組を支援

（シンポジウムの開催）

◆地域のシンボル整備等【新規】

地域計画等を策定しており、かつ地域の核（シンボル）である国登録文化財を戦略的に活用するために機能を維持する取組等に対して支援

地域の核となっている国登録文化財を戦略的に活用するために機能を維持したり、保存・活用を行う団体の取組等を支援

（建造物の修理）

施 策 名	文化財・博物館等のインバウンド対応 （文化財多言語解説整備事業）	予算額(百万円)	1,774百万円の内数
申 請 先	文化庁文化資源活用課	申請期間	調整中
概　　要	訪日外国人旅行者の地域での体験滞在の満足度を向上させるため、文化財に対して多言語で先進的・高次元な言語解説を整備する事業を、観光施策と連携させつつ実施する。		
対 象 者	文化財所有者、自治体、民間団体等		
対象事業	国指定等文化財を対象として、先進的・高次元な技術を利用した多言語解説にかかるコンテンツ制作を支援。		
支援内容	補助対象経費の１／３を限度とする。ただし、複数の文化財を一体のものとして多言語解説整備を行う場合であって、かつ、外国人旅行者の増加数及び満足度の向上に高く寄与するものと認められる場合において、事業規模、補助事業者の財政状況、補助事業の遂行による収入額等を総合的に勘案し、特に必要と認められる場合には、予算の範囲内で補助金の額を調整することができるものとする。 但し、補助金の額は、対象経費の９８％又は原則3,000万円のいずれか低い方を上限とする。		
備考			
連絡先	文化庁文化資源活用課　　TEL　03-6734-2415 FAX　03-6734-3820		

文化財・博物館等のインバウンド対応

令和3年度予算額（案） 1,770百万円
（前年度予算額 1,847百万円）

文化庁 Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

概要

訪日外国人旅行者の地域での体験滞在の満足度を向上させるため、文化財に対して多言語で先進的・高次元な言語解説を整備する事業を、観光施策と連携させつつ実施する。また、富裕層など上質な観光サービスを求め、これに相応の対価を支払う旅行者の長期滞在・消費拡大に向け、文化施設や文化資源の高付加価値化を促進し、「文化振興・観光振興・地域活性化」の好循環を創出する。

事業内容

文化財を中核とした観光拠点を中心として、先進的・費用対効果の高い多言語解説の整備【補助率1／3】

２次元コードにスマートフォンをかざすと、英語など多言語解説文のテキスト表示と音声が読み上げられる。

（栃木：二荒山神社等）

現存しない建造物等を史実に基づいて高精細かつ色鮮やかに、多言語によるナレーションにより、VRコンテンツで再現。

（奈良：春日大社等）

観光庁・文化庁・環境省の連携による解説整備を推進

【観光庁】
魅力的でわかりやすい解説文作成

分かりやすい多言語解説整備推進委員会

【文化庁】
先進的・高次元な媒体整備

専門家を派遣し、魅力ある多言語解説文の作成支援

先進的な媒体を用いた解説整備への支援

【対象事業者】
文化財所有者、自治体、民間団体等

上質な文化観光コンテンツの造成等を支援し、文化施設や文化資源の高付加価値化を促進するとともに、本事業で得られる成果を横展開することで、民間事業者等による更なる取組の促進を図る

博物館等の文化施設における夜間の特別解説ツアーの実施

文化資源をユニークベニューとして活用した音楽祭や芸術祭等の実施

城泊の実施

特別な体験の提供

【対象事業者】
文化施設・文化資源の設置者・管理者、
観光地域づくり法人（DMO）、自治体、民間事業者等

施 策 名	文化観光拠点施設を中核とした地域における 文化観光推進事業	予算額(百万円)	1,945
申 請 先	文化庁参事官（文化観光担当）	申請期間	2020年４月～ （予定）
概　　要	文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を生み出すことを目的とする「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」に基づく拠点計画及び地域計画の策定・実施のための事業について支援を行う。		
対 象 者	拠点計画又は地域計画の策定主体又は実施主体となる者		
対象事業	（１）文化観光推進法に基づく拠点計画・地域計画の策定のための事業 （２）認定拠点計画に基づく文化観光拠点施設機能強化事業 （３）認定地域計画に基づく地域文化観光推進事業		
支援内容	（１）文化観光推進法に基づく拠点計画・地域計画の策定のための事業 補助率：２／３、補助上限１０００万円 （２）認定拠点計画に基づく文化観光拠点施設機能強化事業 補助率：２／３、補助上限７５００万円 （３）認定地域計画に基づく地域文化観光推進事業 委託事業		
備考			
連絡先	文化庁 参事官（文化観光担当） TEL：03-6734-4893 メール： bunkakankosuishin@mext.go.jp URL： https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/bunkakanko/index.html		

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業

令和3年度予算額（案）　1,945百万円
（前年度予算額　1,490百万円）

文化庁 Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

趣旨

文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を生み出すことを目的とする「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」に基づく拠点計画及び地域計画の策定・実施のための事業について支援を行う。

事業内容

①計画の策定のための支援　データの収集・分析、アンケートの実施、協議会等の開催、実証調査等の経費を支援。

②文化拠点としての機能強化に資する事業に対する支援
※感染症防止対策等の対応が含まれる。

拠点計画（文化観光拠点施設）において実施する事業のイメージ

●文化資源の魅力向上
・文化資源の調査研究
・文化資源のデータベース化
・鑑賞しやすい展示改修
・専門人材確保

●文化理解を深める措置
・分かりやすい解説紹介
・多言語アプリ、オーディオガイド導入
・VR・AR等の体験型コンテンツ造成
・ガイドツアー事業
・専門人材確保

背景情報も含めて多言語で解説

●利便性の向上
・館内案内の多言語化
・キャッシュレス、Wi-Fi整備
・バリアフリー整備（スロープ等）
・夜間・早朝イベントコンテンツ造成
・主要駅等から施設へのバス借上

トイレの洋式化

キャッシュレス決済

●ショップ・カフェの充実

●国内外への宣伝
・ウェブ等での発信
・JNTOとの連携事業
・専門人材確保

③地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に資する事業に対する支援
※感染症防止対策等の対応が含まれる。

地域計画において実施する事業のイメージ

●総合的な文化資源の魅力向上
・地域の文化資源の調査研究
・地域内の複数の文化施設や文化資源を連携させた誘客イベント等の企画

●利便性の向上
・共通乗車船券の販売
・臨時便の運行
・多言語案内、キャッシュレス Wi-Fi整備

多言語ガイド

●国内外への宣伝
・ウェブ等での発信
・JNTOとの連携事業
・専門人材確保

●文化施設と事業者の連携
・文化体験や宿泊のパッケージツアーの企画
・商店街との共同イベント
・特産品の開発

④計画の推進のための支援　好事例の収集・分析、専門家の派遣、取組事例の横展開のためのセミナー等を実施。

スキーム

①②③：補助事業
■補助対象者：拠点計画又は地域計画の策定主体又は実施主体となる者
■補助金額：予算の範囲内で補助対象経費の2／3［地方負担分は特別交付税措置を要望中］
④：委託事業

積算

■積算内訳
①：40,000千円
②③：45,000千円×40箇所＝1,800,000千円
④：105,000千円

施 策 名	文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業 （活用環境強化事業）	予算額(百万円)	1,800百万円の内数
申 請 先	文化庁文化資源活用課	申請期間	年５回程度 （文化庁から各都道府県教育委員会へ連絡）
概　　要	訪日外国人観光客が多く見込まれる地域全体で魅力向上につながる一体的な整備や公開活用のためのコンテンツの作成等を行うことで、観光拠点としての更なる磨き上げを図る。		
対 象 者	重要文化財建造物もしくは登録有形文化財建造物等の所有者、管理団体 ※原則として、観光振興事業費補助金交付要綱第1章第2条二に基づく指定市区町村又は日本遺産の構成文化財が存する、世界遺産の構成遺産が存する若しくはユネスコ無形文化遺産が公開される市区町村であること		
対象事業	ア　文化財建造物を活用するために必要な保存活用計画の策定 イ　文化財建造物を活用するために必要な便益、展示及びこれに伴う管理に供する設備（内装を含む。）等の環境整備（登録有形文化財建造物については、活用のための安全性確保に必要な防災設備等の整備又は耐震対策工事を含む。） ウ　文化財建造物を活用するために必要な便益、展示及びこれに伴う管理に供する付属施設（新築を除く。）の整備		
支援内容	補助金の額は、補助対象経費の１／２を限度とする。 ただし、持続的な実施によって観光客の増加及び満足度の向上に高く寄与すると認められる場合において、補助事業者の財政状況、事業の集中投下及び事業の遂行による収入額等を総合的に勘案し、特に必要と認められる場合には、予算の範囲内で補助金の額を調整することができる。 ただし、補助対象経費の２／３を上限とする。		
備考			
連絡先	文化庁　　TEL 03-6734-2834 文化資源活用課　　FAX 03-6734-3820		

文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業（活用環境強化事業）

【目的】

訪日外国人観光客が多く見込まれる地域全体で魅力向上につながる一体的な整備や公開活用のためのコンテンツの作成等を行うことで、観光拠点としての更なる磨き上げを図る。

【補助事業者】

重要文化財建造物もしくは登録有形文化財建造物等の所有者、管理団体

※　原則として、平成31年度観光振興事業費補助金交付要綱第1章第2条ニに基づく指定市区町村及び日本遺産の構成文化財が存する並びに世界遺産の構成遺産が存する、ユネスコ無形文化遺産が公開される市区町村であること

【補助対象事業】

ア　文化財建造物を活用するために必要な保存活用計画の策定

イ　文化財建造物を活用するために必要な便益、展示及びこれに伴う管理に供する設備（内装を含む。）等の環境整備（登録有形文化財建造物については、活用のための安全性確保に必要な防災設備等の整備又は耐震対策工事を含む。）

ウ　文化財建造物を活用するために必要な便益、展示及びこれに伴う管理に供する付属施設（新築を除く。）の整備

施 策 名	空き家対策総合支援事業	予算額(百万円)	4,500
申 請 先	市区町村等から国土交通省各地方整備局・北海道開発局・沖縄総合事務局へ申請	申請期間	ー
概　　要	空家等対策の推進に関する特別措置法（以下空家法）に基づき市区町村が策定する空家等対策計画に沿って実施する空き家の活用や除却などを、地域のまちづくりの柱として実施する市区町村に対して、国が重点的・効率的な支援を行う。		
対 象 者	市区町村等 （補助対象市区町村 ・空家法に基づく「空家等対策計画」を策定している ・空家法に基づく「協議会」を設置するなど、 地域の民間事業者等との連携体制がある　等）		
対象事業	・空き家対策基本事業 市区町村等による空き家の除却や活用等の取組を支援する事業 等		
支援内容	・空家住宅等、特定空家等又は不良住宅の除却等に要する費用 [負担割合：　国2/5、地方公共団体2/5、所有者1/5等] ・空家住宅等の改修等に要する費用 [負担割合：　国1/3、地方公共団体1/3、所有者1/3等] ・関連する事業　等 ○用語の定義 ・空家住宅等：空家法第2条第1項に規定する空家等であって、その除却後の跡地又は増改築の後の建築物が地域活性化のための計画的利用に供されるものをいう。 ・特定空家等：空家法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。 ・不良住宅：住宅地区改良法第2条第4項に規定する不良住宅をいい、災害により著しく損壊し建築物でなくなった住宅を含む。		
備考	社会資本整備総合交付金でも同様の支援が可能		
連絡先	国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室 ＴＥＬ：０３－５２５３－８５０８ ＦＡＸ：０３－５２５３－１６２８		

空き家対策総合支援事業

令和3年度予算額：45億円（1.29倍）

空家特措法を積極的に活用して、空き家・不良住宅の除却、空き家の活用、関連事業など総合的な空き家対策に取り組む市町村に対し支援を行う（社会資本整備総合交付金とは別枠で措置）

事業内容

空家等対策計画に基づき実施する以下の事業

・空き家の除却

例：特定空家等の除却

ポケットパークとして跡地を利用する空き家を解体

R3拡充事項

特定空家等に至る前段階において、将来的に特定空家等になる蓋然性が高い未接道、狭小敷地等の空き家の除却等への支援を強化

・空き家の活用

例：空き家を地域活性化のための地域交流施設に活用

・空家等対策計画の策定等に必要な空き家の実態把握

・空き家の所有者の特定

例：所有者の特定のための交通費、通信費、委託費等

・関連する事業等

例：周辺建物の外観整備、残置動産の撤去費等

空き家の除却

居住環境の整備改善のため、空き家を除却し防災空地を整備

空き家の活用

地域活性化のため、空き家を地域交流施設に活用

法定の協議会など、民間事業者等と連携して事業を推進

補助対象

以下の①、②を満たす市区町村

①空家等対策計画を策定

②空家特措法に基づく「協議会」を設置するなど、地域の民間事業者等との連携体制がある

など

補助率

	所有者が実施			地方公共団体が実施	
	国	地方公共団体	所有者	国	地方公共団体
除却	2/5	2/5	1/5	2/5	3/5
活用	1/3	1/3	1/3	1/2	1/2

事業期間

平成28年度～令和2年度

R3延長

事業期間を5年間延長
令和3年度～令和7年度

※社会資本整備総合交付金等でも同様の支援が可能

施 策 名	地方創生推進交付金	予算額(百万円)	100,000
申 請 先	内閣府地方創生推進事務局	申請期間	2021年１月20日 ～１月22日
概　　要	「地方版総合戦略」に位置付けられ、地域再生法に基づき認定される地域再生計画に記載される地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的な事業を支援する。		
対 象 者	地方公共団体		
対象事業	地方公共団体において、それぞれの地方版総合戦略に位置づけられた事業であり、具体的には以下のような分野を想定 （１）しごと創生・・・・・・ローカルイノベーション、ローカルブランディング（日本版DMO、地域商社）、ローカルサービス生産性向上　等 （２）地方への人の流れ・・・移住促進、生涯活躍のまち、地方創生人材の確保・育成　等 （３）働き方改革・・・・・・若者雇用対策、ワークライフバランスの実現　等 （４）まちづくり・・・・・・コンパクトシティ、小さな拠点、まちの賑わいの創出、連携中枢都市、商店街活性化　等		
支援内容	○　地域再生法第5条4項1号に基づく地域再生計画に記載されている事項に対して、国から、地方創生推進交付金（補助率：1/2）を交付。 ※１　対象事業の中に各府省庁が所管する他の予算制度がある場合には、その制度の活用が優先されるため、本交付金の支援対象外。 ※２　本交付金の対象事業であっても、事業に係る地方公共団体職員の人件費、特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの及び施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするもの、貸付金又は保証金、基金積立金は支援対象外。 ○　地方創生推進交付金の交付対象事業の採択に当たっては、①自立性、②官民協働、③地域間連携、④政策間連携、⑤事業推進主体の形成、⑥地方創生人材の確保・育成、⑦国の総合戦略における５原則（将来性、地域性又は直接性）の視点から、事業の先駆性を審査。 ○　上記の①～⑦のうち、特に重要な①～④が申請要件となっており、①～④まで全て満たす場合には先駆タイプ（都道府県：最大３億円（国費）、中枢中核都市：最大2.5億円（国費）、市区町村：最大２億円（国費））で申請することができ、①と②～④で２つ以上該当する場合には、横展開タイプ（都道府県：最大1億円（国費）、中枢中核都市：最大0.85億円（国費）、市区町村：最大0.7億円（国費））での申請が可能。		
備考	－		
連絡先	内閣府 地方創生推進事務局 TEL：０３－３５８１－４２１３ FAX：０３－３５８１－５５３６ URL： http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/kouhukin/index.html		

地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

令和３年度概算決定額　１,０００億円

（令和２年度予算額　１,０００億円）

事業概要・目的

〇第２期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく地方創生のより一層の推進に向けた取組を支援します。

①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援

②ＫＰＩの設定とＰＤＣＡサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援

③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保

【手続き】地方公共団体は対象事業に係る地域再生計画（概ね５年程度）を作成し、内閣総理大臣が認定。

具体的な「成果目標(KPI)」の設定 ⇄ 「PDCAサイクル」の確立

※本交付金のうち一部については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行

対象事業等

【対象事業】

①先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開

・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、人材の確保・育成

例）しごと創生、観光振興、地域商社、スポーツ・健康まちづくり、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化　等

②Society5.0を推進するための全国的なモデルとなる取組

・未来技術を活用した新たな社会システムづくりを支援

	交付上限額（国費）	申請上限件数
都道府県	先駆3.0億円　横展開1.0億円	原則９事業（うち広域連携３事業）
中枢中核都市	先駆2.5億円　横展開0.85億円	原則７事業（うち広域連携２事業）
市町村	先駆2.0億円　横展開0.7億円	原則５事業（うち広域連携１事業）

※Society5.0タイプは都道府県・中枢中核都市・市町村ともに交付上限額（国費）3.0億円、申請上限件数の枠外

③わくわく地方生活実現政策パッケージ（移住・起業・就業支援）

・東京圏からのＵＩＪターンの促進及び地方の担い手不足対策

④複数年度にわたる施設整備事業（地方創生拠点整備交付金）

資金の流れ

国 → 交付金（１/２） → 都道府県 市町村

（１/２の地方負担については、地方財政措置を講じます）

令和３年度からの主な運用改善

①複数年度にわたる施設整備事業の円滑化（本交付金のうち50億円を地方創生拠点整備交付金として措置（20億円の増額））

②移住支援事業の要件緩和（テレワーカー等の対象化）

③起業支援事業の要件緩和（Society5.0関連業種等の対象化）

施 策 名	浜の活力再生・成長促進交付金	予算額(百万円)	2,655の内数
申 請 先	水産庁防災漁村課	申請期間	令和２年度内に募集を予定。
概　　要	漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置づけられた共同利用施設等の整備、密猟防止対策、浜と起業の連携推進、水産業のスマート化の推進等の取組を支援する。		
対 象 者	事業実施主体：都道府県、市町村、水産業協同組合等		
対象事業	水産業強化支援事業のうち漁港機能高度化目標 ○海業支援施設 　漁村特有の新鮮な魚介類等の提供等を通じて、水産業の振興を中心とした地域の活性化を図ることを目的として、加工作業所、地域水産物普及施設（加工品や郷土料理の展示及び販売提供等）、漁業体験施設（地域が一体となって訪問者の増加を図る取組が行われ、かつ、施設整備により漁業所得の向上が明確に見込まれる地域における整備に限る。）等、地域資源の付加価値創造を図る海業支援のための施設及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。 　ただし、加工作業所、地域水産物普及施設については、当該施設の全取扱量のうち概ね２分の１以上が地域水産物であることとする。 ○文化的景観施設 　漁業や漁村に特有の伝統文化や景観を通じて、交流による地域活性化を図ることを目的として、漁村の町並み（石畳、照明、植栽、東屋、遊歩道等）や歴史的構造物の保全・修復及び歴史・文化伝承施設並びにこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。 　また、当該地域の古民家や廃校・廃屋等を改修し、海業支援施設のうち地域水産物普及施設として利用する場合に限り、古民家等改修施設及びこれらに附属する設備を交付の対象とする。		
支援内容	交付率：定額（1／２以内）、沖縄定額（2／３以内）		
備考			
連絡先	水産庁漁港漁場整備部　防災漁村課　環境整備班 TEL：　03-6744-2392		

浜の活力再生・成長促進交付金

【令和３年度予算概算決定額　2,655（2,004）百万円】

＜対策のポイント＞

漁業所得の向上を目指す**「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の着実な推進**を支援するため、浜プランに位置付けられた**共同利用施設の整備**、**密漁防止対策**、**浜と企業の連携推進**、**水産業のスマート化の推進等の取組を支援**します。

＜事業目標＞

浜の活力再生プランを策定した漁村地域における漁業所得向上（10%以上［取組開始年度から５年後まで］）

＜事業の内容＞

1．浜の活力再生プラン推進等支援事業

浜プランの着実な推進を図るため、**漁村女性の経営能力の向上や女性を中心としたグループによる実践的な取組**、**漁業等への参入を希望する企業等と漁村地域とのマッチング等を支援**します。

2．水産業強化支援事業

漁業所得の向上を図るため、**共同利用施設の整備**、コスト削減・作業の軽労化など**水産業のスマート化を推進する取組に必要な施設・機器の整備**、**産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去**、**漁村交流人口の増加に向けた施設の整備**やプラン策定地域における**密漁防止対策等について支援**します。

＜事業の流れ＞

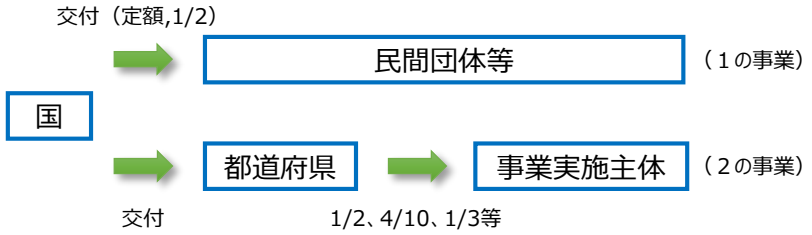

＜事業イメージ＞

浜の活力再生プラン（浜プラン）

・地域自ら策定する「浜の活力再生のための行動計画」
・漁業所得10%以上向上させることが目標

＜以下の事業により、浜プランの推進を支援＞

1．浜の活力再生プラン推進等支援事業

2．水産業強化支援事業

＜ハード事業＞
・漁業収益力や水産物流機能の強化のための共同利用施設等の整備を支援
・産地市場の電子化や生産コストの削減、作業の軽労化等に必要な施設・機器の整備を支援
・産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去を支援
・種苗放流、環境整備等水産資源の増大のための施設の整備を支援
・漁港漁場の機能高度化、漁業地域の防災減災等に必要な整備を支援
・漁村交流人口の増加に向けた施設の整備を支援（令和３年度から）

荷さばき施設

鮮度保持施設

荷受け情報の電子化

種苗生産施設

津波避難タワー

＜ソフト事業＞
・漁場の利用調整、密漁防止対策、境界水域における操業の管理徹底等を支援
・内水面の調査指導、生産履歴の記録等の取組を支援
・地域資源の活用推進、災害の未然防止、被害の拡大防止、ハザードマップ作成等を支援

［お問い合わせ先］水産庁防災漁村課（03-6744-2391）

施 策 名	ローカル10,000プロジェクト （地域経済循環創造事業交付金）	予算額(百万円)	700
申 請 先	地方公共団体	申請期間	随時募集
概　　要	産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援		
対 象 者	民間事業者等に補助金を助成する地方公共団体		
対象事業	○地域資源を活かした先進的で持続可能な事業であって、地域経済の好循環に資する事業であることに加え、以下の要件を満たすもの ・事業の実施により、地方公共団体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となる事業であること ・他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること ※地域金融機関からの融資額が公費による交付額（国費＋地方費）以上となること ※地域金融機関からの融資は、無担保（交付金事業による取得財産の担保設定は除く）・無保証 ○地域金融機関から融資を受けて上記事業の立ち上げに取り組む民間事業者等が、事業化段階で必要となる初期投資費用について、都道府県又は市町村が助成を行う場合に支援		
支援内容	・公費による交付額の上限 ▶原則2,500万円（地域金融機関の融資額が公費交付額以上であることが要件） ▶融資額（又は出資額）が公費による交付額の1.5倍以上２倍未満の場合は、上限3,500万円 ２倍以上の場合は、上限5,000万円 ・補助率 ▶原則１／２ ▶条件不利地域かつ財政力の弱い市町村の事業は２／３、３／４ ▶生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業等であって、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、新規性・モデル性の極めて高い以下の事業については、国費１０／１０により支援		
備　考	－		
連絡先	総務省地域力創造グループ地域政策課　　TEL：　０３－５２５３－５５２３ FAX：　０３－５２５３－５５３０		

ローカル10，000プロジェクト

R3予算
地域経済循環創造事業交付金　7.0億円の内数

○ 産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援。
○ 「ローカル10,000プロジェクト」の更なる展開を図るため、引き続き、国の重要施策と連動した事業の重点支援を行う。

事業スキーム

支援対象

民間事業者等の初期投資費用

- 地域資源を活かした持続可能な事業
- 行政による地域課題への対応の代替となる事業
- 高い新規性・モデル性がある事業

対象経費は、
・施設整備費
・機械装置費
・備品費

公費による交付額 ※1

国　費　　地方費

・原則 1/2
・条件不利地域かつ財政力の弱い市町村の事業は 2/3, 3/4
・新規性・モデル性の極めて高い事業は10/10

地域金融機関による融資等 ※2

・公費による交付額以上
・無担保（交付金事業による取得財産の担保権設定は除く。）・無保証

自己資金等

※1 上限2,500万円。融資額（又は出資額）が公費による交付額の1．5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円
※2　地域金融機関による融資の他に、地域活性化のためのファンド等による出資を受ける事業も試験的に対象

これまでの実績（423事業、343億円）

（事業数は交付決定数、金額は事業実績（見込み含む）（R２年度末時点））

公費交付額 122億円、融資額 169億円、
自己資金等　52億円

重点支援

「生産性向上に資するデジタル技術の活用」
に関連する事業等であって、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、
新規性・モデル性の極めて高い事業については、国費10/10により支援

施 策 名	ＩＣＴ等を活用した多言語対応等による観光地の「まちあるき」の満足度向上	予算額(百万円)	1,037の内数
申 請 先	(1)・(2)・(3) ・・・各地方運輸局等 (4)・(5) ・・・各地方整備局等	申請期間	調整中
概　　要	訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等において、公共交通機関の駅等から個々の観光スポットに至るまで、ICTも活用して、多言語案内標識や無料エリアWi-Fiの整備、域内の小売・飲食店を挙げたキャッシュレス決済対応、スマートごみ箱の整備、混雑対策の推進等のまちなかにおける面的な「まるごとインバウンド対応」や、これらと一体的に行う外国人観光案内所の機能強化等を集中的に支援する。また、「道の駅」等の機能強化、古民家等の歴史的資源や自転車の活用等を集中的に支援し、「まちあるき」の満足度の向上を目指す。あわせて、観光地の災害等の非常時の対応能力の強化を図る。		
対 象 者	地方公共団体、民間事業者、航空旅客ターミナル施設を設置し又は管理する者、協議会等		
対象事業	(1)まちなかの周遊機能の強化（まるごとインバウンド対応） (2)観光地のゲートウェイとしての外国人観光案内所等の機能の強化 (3)「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業 (4)古民家等の歴史的資源の活用による観光まちづくり (5)先進的なサイクリング環境整備事業		
支援内容	補助率：２分の１、３分の１		
備考			
連絡先	(1)、(2)、(3)　国土交通省　観光庁　外客受入担当参事官室　TEL：03-5253-8972 (4)電線の地中化等　国土交通省　道路局　環境安全・防災課　TEL：03-5253-8495 (4)歴史的観光資源の高質化　国土交通省　都市局　公園緑地・景観課　景観・歴史文化環境整備室　TEL：03-5253-8954 (4)古民家等の観光資源化　国土交通省　住宅局　市街地建築課　市街地住宅整備室　TEL：03-5253-8517 (5)先進的なサイクル環境整備　国土交通省　道路局　参事官　TEL：03-5253-8497		

ＩＣＴ等を活用した多言語対応等による観光地の「まちあるき」の満足度向上

観光庁（参事官（外客受入担当））：1,037百万円

○　訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等において、公共交通機関の駅等から個々の観光スポットに至るまで、ICTも活用して、多言語案内標識や無料エリアWi-Fiの整備、域内の小売・飲食店を挙げたキャッシュレス決済対応、スマートごみ箱の整備、混雑対策の推進等のまちなかにおける面的な「まるごとインバウンド対応」や、これらと一体的に行う外国人観光案内所や「道の駅」等の機能強化、古民家等の歴史的資源や自転車の活用等を集中的に支援し、「まちあるき」の満足度の向上を目指す。あわせて、観光地の災害等の非常時の対応能力の強化を図る。

A ■まちなかの周遊機能の強化（まるごとインバウンド対応）

○多言語表示の充実・改善

■二次元コードも活用した多言語観光案内標識の一体的整備

■観光スポットの掲示物・HP等の多言語化

○エリア無料Wi-Fiの整備

■無料公衆無線ＬＡＮ環境の整備

■ワーケーション環境の整備（拡充）

○飲食店、小売店等も含めた地域における多言語対応、先進的決済環境の整備

■多言語翻訳システム機器の整備
■多言語翻訳用タブレット端末の整備
■メニューのオンライン化（拡充）

■先進的な決済環境の整備
■免税店電子化対応環境の整備等（拡充）

■多様な宗教・生活習慣への対応力の強化

○トイレの洋式便器の整備及び清潔等機能向上

■洋式便器の整備及び清潔等機能向上（光触媒タイルの活用等）

○観光スポットの段差の解消、ゴミ対策（拡充）

○混雑対策の推進（拡充）

■「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業

■外国人観光案内所の整備・改良等

■多言語翻訳システム機器等の整備
■多言語翻訳用タブレット端末の整備

■洋式便器の整備及び清潔等機能向上

■先進的な決済環境の整備
■免税店電子化対応環境の整備

■ＨＰ・コンテンツ作成
■案内放送の多言語化
■掲示物等の多言語化

■段差の解消

■おむつ交換台の整備（拡充）
■授乳室の整備（拡充）等

地域の観光スポットに基づいた散策エリアと一体的整備イメージ

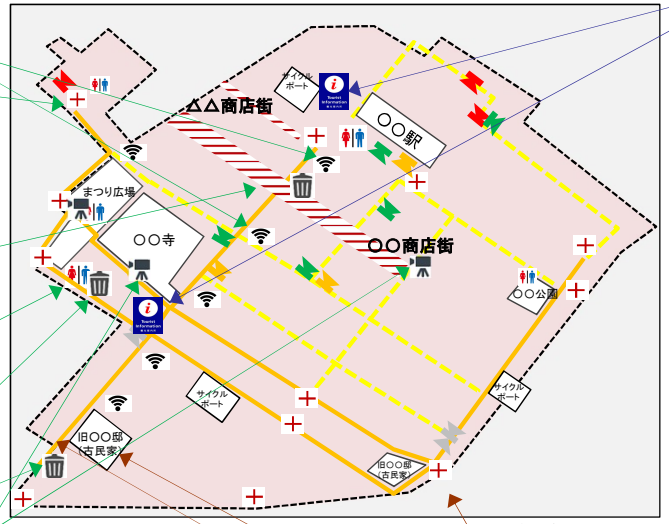

外国人観光案内所　Wi-Fi　公衆トイレ　主動線　副動線　集中的整備区域
各種誘導看板　観光案内板　キャッシュレス端末、多言語対応機器の集中整備
スマートごみ箱　混雑の見える化対象地

地域要件

以下を含む、訪日外国人旅行者の来訪が特に多い、又はその見込みがある観光地として観光庁が指定するもの

○　訪日外国人旅行者の評価が既に高い観光地
○　重要な文化財や国立公園が所在する地域
○　国際的なイベント・会議の開催等により、訪日外国人旅行者の来訪が多く見込まれる観光地

補助率

２分の１（多言語表示の充実等）
３分の１（歴史的観光資源の高質化等）

事業主体

（１）地方公共団体（港務局を含む。）
（２）民間事業者（公共交通事業者等を含む。）
（３）航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者
（４）協議会等

B ■観光地のゲートウェイとしての外国人観光案内所等の機能の強化

○情報発信機能の強化

■デジタルサイネージの整備

■ＶＲ機器の整備

■多言語音声ガイドの整備

■AI・チャットBotの整備
■オンラインコンテンツの整備（拡充）　等

○訪日外国人旅行者への対応力の強化

■無料公衆無線LAN環境の整備

■多言語翻訳システム機器の整備
■多言語案内用タブレット端末の整備

■免税対応端末、手ぶら観光　等

○外国人観光案内所等の情報提供基盤の強化

■地域におけるコト消費促進のための環境整備 等

C ○非常時情報発信機能の整備

■デジタルサイネージを活用した災害時情報発信機能の整備

実施要件

・Aを１つ以上実施した場合、Bの事業も整備可能
・Cについては、メニュー単独での整備も可能

■古民家等の歴史的資源の活用による観光まちづくり

○歴史的観光資源の高質化

○電線の地中化や軒下・裏配線等の無電柱化

○古民家等の観光資源化

■先進的なサイクリング環境整備事業

多言語案内看板

サイクルラックの設置

■走行環境整備
■受入環境整備
■魅力づくり
■情報発信

施 策 名	公共交通利用環境の革新等	予算額(百万円)	1,240
申 請 先	各地方運輸局等	申請期間	調整中
概　　要	○　新型コロナウイルス感染症の事態収束を見据えた反転攻勢に転じつつ、地方部への訪日外国人旅行者の誘致の加速化に向け、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの既存の公共交通機関等について、感染症拡大防止対策を講じた上で、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に推進する。 ○　あわせて、二次交通について、多様な移動ニーズにきめ細やかに対応する新たな交通サービスの創出等を促進し、訪日外国人旅行者の移動手段の選択肢を充実させるとともに、観光地の公共交通機関のweb等での検索を可能とするデータ化の取組等を支援。		
対 象 者	公共交通事業者、旅客施設の設置管理者等		
対象事業	①多言語対応 ②無料Wi-Fiサービス ③トイレの洋式化 ④キャッシュレス決済対応 ⑤感染症拡大防止対策 ⑥非常時のスマートフォン等の充電環境の確保 ⑦大きな荷物を持ったインバウンド旅客のための機能向上 ⑧移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応 ⑨多様なニーズに対応する新たな交通サービスの創出等に要する経費の一部について支援 （①～⑤をセット で整備し、あわせて⑥～⑨を支援可能）		
支援内容	補助率 2分の1、3分の1		
備考			
連絡先	国土交通省 観光庁 外客受入担当参事官室　TEL: 03-5253-8972 国土交通省 総合政策局 地域交通課　TEL : 03-5253-8396		

公共交通利用環境の革新等

観光庁（参事官（外客受入担当））：1,240百万円

○　新型コロナウイルス感染症の事態収束を見据えた反転攻勢に転じつつ、地方部への訪日外国人旅行者の誘致の加速化に向け、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの既存の公共交通機関等について、感染症拡大防止対策を講じた上で、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に推進する。

○　あわせて、二次交通について、多様な移動ニーズにきめ細やかに対応する新たな交通サービスの創出等を促進し、訪日外国人旅行者の移動手段の選択肢を充実させるとともに、観光地の公共交通機関のweb等での検索を可能とするデータ化の取組等を支援。

①～⑤をセットで整備（３点以上）

①多言語対応（事故・災害時等を含む）

■多言語表記等

■スマートフォンアプリの活用等による案内放送の多言語化

■タブレット端末、携帯型翻訳機、多言語拡声装置等の整備

■多言語バスロケーションシステムの設置

②無料Wi-Fiサービス

■旅客施設や車両等の無料Wi-Fiの整備

③トイレの洋式化

■洋式トイレ、多機能トイレの整備

④キャッシュレス決済対応

■全国共通ICカードの導入

■QRコードやクレジットカード対応企画乗車券のICカード化

■レンタカーのキャッシュレス対応

拡充

⑤感染症拡大防止対策

■車内の抗菌・抗ウイルス対策

■ターミナル等の衛生対策

※通常は整備が想定されない場合（例：②無料Wi-Fiサービス（レンタカー等）、③トイレの洋式化（バス、タクシー、レンタカー等）等）については、適用除外とする。
※①、④、⑤については、少なくともいずれか１つ実施。

＋（あわせて⑥～⑨を支援可能）

⑥非常時のスマートフォン等の充電環境の確保

■非常用電源装置
・携帯電話充電設備等

or

⑦大きな荷物を持ったインバウンド旅客のための機能向上

（旅客施設の段差解消）

（LRTシステムの整備）

（インバウンド対応型タクシー）

（インバウンド対応型バス）

（荷物置き場の設置）

■段差解消やスーツケース置き場の確保

or

⑧移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応

■観光列車

■魅力ある観光バス

■サイクルトレイン

or

⑨多様なニーズに対応する新たな交通サービスの創出等

■オンデマンド交通（予約システム、住民ドライバー研修費）

■超小型モビリティ・シェアサイクル等（サイクルポート等）

■手荷物配送（予約システム）

空港・港湾 ⇔ 空港・港湾アクセス ⇔ 長距離移動（交通拠点間） ⇔ 二次交通 ⇔ 周遊地域

訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等

補助率	補助対象事業者
1/2 （①～⑤のうちのいずれかを実施済の場合は、1/3）	公共交通事業者、旅客施設の設置管理者等

施 策 名	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業	予算額(百万円)	3,383の内数
申 請 先	(1)地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業 ・・・各地方運輸局等 (2) 宿泊施設インバウンド対応支援事業 ・・・事務局 (3)　交通サービスインバウンド対応支援事業 ・・・各地方運輸局等	申請期間	調整中
概　　要	訪日外国人旅行者受入環境整備に積極的に取り組む地域において、観光地及び公共交通機関におけるストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、地方自治体や観光地域づくり法人（ＤＭＯ）、旅館・ホテル、交通事業者その他の民間事業者等が行う、多言語での観光情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの提供拡大、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進、感染症対策等に関する個別の取組を支援する。		
対 象 者	(1) 地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業 地方公共団体、民間事業者、航空旅客ターミナル施設を設置し又は管理する者、協議会等 (2) 宿泊施設インバウンド対応支援事業 基本的ストレスフリー環境整備：複数の宿泊事業者その他関係する事業者等により構成された団体及びその構成員である宿泊事業者 バリアフリー環境整備　　：宿泊事業者 (3)　交通サービスインバウンド対応支援事業 公共交通事業者、地域における協議会、地方公共団体等		
対象事業	(1)　地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業 ①外国人観光案内所等の整備・改良等及び災害等の非常時対応の強化 ・訪日外国人旅行者にとって利用しやすい観光案内所の整備を促進するため、観光案内所の開設や機能向上・災害時の対応能力強化等にかかる経費の一部について支援。 ②観光スポットの段差の解消 ・訪日外国人旅行者が安心して旅行できる環境を整備するため、訪日外国人旅行者の来訪が特に多い、又はその見込みのあるものとして観光庁が指定する市区町村に係る観光地における代表的な観光スポットにおける段差の解消に要する経費の一部について支援。 ③観光地における感染症対策の支援 ・観光需要の回復に向けて反転攻勢のための基盤を整備するため、観光地における感染症対策に要する経費の一部について支援。 注：補助対象は、観光地の「まちあるき」の満足度向上支援事業の対象となる地域を除き、着地型整備に積極的に取り組んでいる地域において実施されるものに限る(一部事業については地域要件の対象外) (2)　宿泊施設インバウンド対応支援事業 ・旅館・ホテル等の宿泊施設において、訪日外国人旅行者にとって利用しやすい宿泊環境の整備を促進するため、宿泊事業者が実施する無料Ｗｉ－Ｆｉの整備や決済端末等の整備等の基本的ストレスフリー環境整備、及びトイレのバリアフリー化や出入口の改修等のバリアフリー環境整備に要する経費の一部について支援。 (3)　交通サービスインバウンド対応支援事業 ・ストレスフリーな交通利用環境の利便性向上等を実現するため、多言語表記、多言語案内用タブレット端末の導入、無料Ｗｉ－Ｆｉの整備、トイレの洋式化及び機能向上、全国共通ＩＣカード・ＱＲコード決済等の導入、旅客施設や車両等の移動円滑化、感染症対策等のインバウンド対応事業に要する経費の一部について 支援。		
支援内容	補助率 (1)……１／３（一部１／２） (2)……基本的ストレスフリー環境整備：１／３ （補助金の合計額は宿泊事業者等団体又は構成員宿泊事業者の数に150万円を乗じた額を上限とする。また宿泊事業者等団体又は一の構成員宿泊事業者に対する補助金の額は150万円を上限とする。） バリアフリー環境整備：１／２（上限500万円） (3)……２／３、１／２、２／５、１／３、１／４等（交通サービス調査事業は上限1,000万円）		
備考	―		
連絡先	(1)　国土交通省 観光庁 外客受入担当参事官室　TEL：03-5253-8972 (2)　国土交通省 観光庁 観光産業課　TEL：03-5253-8330 (3)　国土交通省 総合政策局 地域交通課　TEL：03-5253-8396		

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

観光庁（参事官（外客受入担当））：3,383百万円

訪日外国人旅行者受入環境整備に積極的に取り組む地域において、観光地及び公共交通機関におけるストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、地方自治体や観光地域づくり法人（DMO）、旅館・ホテル、交通事業者その他の民間事業者等が行う、多言語での観光情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの提供拡大、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進、感染症対策等に関する個別の取組を支援する。

また、最新の知見を踏まえた観光分野における感染症対策や持続可能な観光の実現に向けた、地域の先進的な取組をモデル事業として支援する。

○地方での消費拡大に向けた取組を支援

拡充

外国人観光案内所等の整備・改良等及び災害等の非常時対応の強化

案内標識の多言語化

多言語翻訳システム

デジタルサイネージの整備

無料公衆無線LAN環境の整備

非常用電源装置

等

観光スポットの段差の解消

■サーモグラフィー等の導入

感染症対策

■非接触式等の先進的決済環境の整備

■公衆トイレの洋式便器の整備及び清潔等機能向上

■混雑状況の「見える化」 等

注：補助対象は、観光地の「まちあるき」の満足度向上支援事業の対象となる地域を除き、着地型整備に積極的に取り組んでいる地域において実施されるものに限る。
また、非常用電源装置と感染症対策については、地域要件の対象外

○宿泊施設での滞在時の快適性の向上に向けた取組を支援

■基本的ストレスフリー環境整備

無料Wi-Fiの整備

案内表示の多言語化

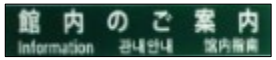

タブレット端末の整備

決済端末等の整備

等

■バリアフリー環境整備

客室のバリアフリー化

浴室のバリアフリー化

食堂の段差の解消

トイレのバリアフリー化

等

サーモグラフィ等の導入

混雑状況の「見える化」

非接触型チェックインシステムやキーレスシステムの導入

等

○移動に係る利便性及び快適性の向上に向けた取組を支援

多言語表記

多言語案内用タブレット端末等の整備

無料Wi-Fiの整備

トイレの洋式化及び機能向上

全国共通ＩＣカード、ＱＲコード決済等の導入

移動円滑化

感染症対策

等

○実証事業の実施

- 訪日外国人旅行者の安全安心な旅行促進調査
- 訪日外国人旅行者向け受入環境整備に関する調査

等

補助率：　1/2（例：非常用電源等）　1/3（例：案内標識の多言語化等）　等

（様式１）

施 策 名	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致維持向上計画の認定制度	予算額(百万円)	－
申 請 先		申請期間	随時
概　　要	地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境を「歴史的風致」と定義し、歴史的風致の維持及び向上に関する施策を総合的かつ計画的に講じるため、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画に対し、国が認定を行うことにより、地域の主体的な取組みを集中的に支援。		
対 象 者	地方公共団体（市町村）		
対象事業	歴史的風致維持向上計画の主な記載事項は以下のとおり。 〇歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針 〇重点区域の位置及び区域 〇文化財の保存及び活用に関する事項 〇歴史的風致の維持向上施設の整備又は管理に関する事項 〇歴史的風致形成建造物の指定の方針 〇歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項 〇計画期間（概ね5年～10年程度） 等		
支援内容	歴史的風致維持向上計画が認定された場合の支援措置は以下のとおり。 〇社会資本整備総合交付金（都市公園等事業）において、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いものを補助対象に追加し、支援 〇社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）等による歴史的風致形成建造物の修理・買取り等の支援 〇社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）の交付率の拡充（40%→45%） 〇景観改善推進事業による景観計画の策定・改訂、策定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動、景観規制上既存不適格となる建築物等の是正措置に要する経費を支援 〇歴史的観光資源高質化支援事業による歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却経費の支援		
備考			
連絡先	【文部科学省】 文化庁文化資源活用課 TEL：03-5253-4111 URL:http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/bunkazai/rekishifuchi/ 【農林水産省】 農村振興局農村政策部 農村計画課TEL：03-3502-6004 URL:http://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/binosato/b_rekimati/ 【国土交通省】 都市局公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室TEL：03-5253-8954 URL:http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/		

○歴史的風致維持向上計画の認定制度

概　要

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境を「歴史的風致」と定義し、歴史的風致の維持及び向上に関する施策を総合的かつ計画的に講じるため、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画に対し、国が認定を行うことにより、地域の主体的な取組みを集中的に支援。

事業イメージ

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（H20.5.23全会一致で成立、同年11.4施行）

【法の目的】
　歴史的風致の維持・向上を図るためのまちづくりを推進する地域の取組を国が積極的に支援することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展・文化の向上に寄与
【歴史的風致】
　地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境

基本方針（国が作成）

↓

歴史的風致維持向上計画　（市町村が作成）

【重点区域】
　核となる文化財（重要文化財、重要伝統的建造物群保存地区等）と、一体となって歴史的風致を形成する周辺市街地により設定

↓

国による認定
（文部科学大臣、
農林水産大臣、
国土交通大臣）

認定歴史的風致維持向上計画

歴史的風致形成建造物（第12条～第21条）

法律上の特例措置（第11条、第22条～第30条）

各事業による重点的な支援

○補助対象拡大・国費率嵩上げ

（例）歴史的建造物の修理・買取

（例）都市公園内の城跡の復原

対象者

地方公共団体（市町村）

対象事業

歴史的風致維持向上計画の主な記載事項は以下のとおり。
○歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針
○重点区域の位置及び区域
○文化財の保存及び活用に関する事項
○歴史的風致の維持向上施設の整備又は管理に関する事項
○歴史的風致形成建造物の指定の方針
○歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項
○計画期間（概ね5年～10年程度） 等

支援内容

歴史的風致維持向上計画が認定された場合の支援措置は以下のとおり。
○社会資本整備総合交付金（都市公園等事業）において、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いものを補助対象に追加し、支援
○社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）等による歴史的風致形成建造物の修理・買取り等の支援
○社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）の交付率の拡充（40%→45%）
○景観改善推進事業による景観計画の策定・改訂、策定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動、景観規制上既存不適格となる建築物等の是正措置に要する経費を支援
○歴史的観光資源高質化支援事業による歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却経費の支援

支援手続スケジュール（予定）

○随時地方公共団体（市町村）と文部科学省文化庁・農林水産省・国土交通省との事前相談の実施
○随時地方公共団体（市町村）より、歴史的風致維持向上計画の認定申請
○随時文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣により、歴史的風致維持向上計画の認定
○4月以降地方公共団体（市町村）より、関係省庁に交付申請
○4月以降関係省庁より、地方公共団体（市町村）に交付

【連絡先】
・文化庁文化資源活用課　TEL：03-5253-4111
URL:http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/bunkazai/rekishifuchi/
・農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課　TEL：03-3502-6004
URL:http://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/binosato/b_rekimati/
・国土交通省都市局公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室　TEL：03-5253-8954
URL:http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/

施 策 名	城泊・寺泊による歴史的資源の活用事業	予算額(百万円)	100百万円
申 請 先	観光庁観光資源課	申請期間	2021年4月から 順次募集開始予定
概　　要	城や社寺を日本ならではの文化が体験できる宿泊施設として活用し、地方での長期滞在や旅行消費額の増加を目指すべく、宿泊施設のインバウンド・知的好奇心の高い層向け滞在環境整備、体験コンテンツの造成・多言語化、コンシェルジュ対応の充実を図る。		
対 象 者	(1)城・社寺活用専門家派遣、(2)城泊・寺泊の滞在環境・体験コンテンツ整備 ：観光地域づくり法人(DMO)、地方公共団体またはそれらを含む 地域協議会、民間事業者等 (3)海外に向けた更なる魅力発信・認知度向上 ：民間事業者		
対象事業	(1)城・社寺活用専門家派遣 (2)城泊・寺泊の滞在環境・体験コンテンツ整備 (3)海外に向けた更なる魅力発信・認知度向上		
支援内容	(1)城・社寺活用専門家派遣 ・採択件数：10件程度 ・城・社寺等の歴史的資源をインバウンド向け宿泊施設として利活用することに意欲がある実施主体に向けて、自治体・地域住民への理解の促進や宿泊施設化を進めるコンサルティング・コンテンツ造成を目的として専門家を派遣 (2)城泊・寺泊の滞在環境・体験コンテンツ整備（補助率：１/２） ・採択件数：城・寺合わせて７件程度 ・城泊：既に取組を実施中又は具体的に計画をしている城泊の磨き上げとインバウンド・知的好奇心の高い層への対応強化・感染症対策対応整備を支援。 ・寺泊：既に日本人向けに運営がされている寺泊の磨き上げと館内設備等のインバウンド・知的好奇心の高い層への対応強化・感染症対策対応整備を支援。 (3)海外に向けた更なる魅力発信・認知度向上（委託） ・城・社寺等の歴史的資源を活用した宿泊施設への実際の集客を図るためのコンテンツ作成および宿泊者の増加につながる魅力発信・認知度向上、広報用素材の作成を行う。		
備考	令和２年度城泊・寺泊による歴史的資源の活用事業（観光庁HP） https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/shirohaku.terahaku.html		
連絡先	観光庁　観光資源課 TEL:03-5253-8925 FAX:03-5253-8930		

城泊・寺泊による歴史的資源の活用事業

国土交通省 観光庁

○ 城や社寺を、日本ならではの文化が体験できる宿泊施設として活用促進。
○ インバウンドの長期滞在や観光消費額の増加が期待できる城や社寺の活用促進を行い、更なる地方誘客、観光消費額増の促進を図る。
○ 宿泊施設のインバウンド・知的好奇心の高い層向け滞在環境整備、体験コンテンツの造成・多言語化、コンシェルジュ対応の充実を図る。

事業概要

○ **城・社寺活用専門家派遣** ●10百万円（1件1百万円×10件程度）

城・社寺等の歴史的資源をインバウンド向け宿泊施設として利活用することに意欲がある実施主体に向けて、自治体・ 地域住民への理解の促進や宿泊施設化を進めるコンサルティング・コンテンツ造成を目的として専門家を派遣

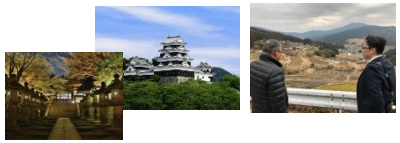

全国10箇所程度で
「城泊・寺泊活用専門家派遣」の実施

○ **城泊・寺泊の滞在環境・体験コンテンツ整備（補助率１／２）**

城泊：既に取組を実施中又は具体的に計画をしている城泊の磨き上げと
インバウンド・知的好奇心の高い層への対応強化・感染症対策対応整備を支援。
●16百万円（1件8百万円×2件程度）

寺泊：既に日本人向けに運営がされている寺泊の磨き上げと館内設備等の
インバウンド・知的好奇心の高い層への対応強化・感染症対策対応整備を支援。
●40百万円（1件8百万円×5件程度）

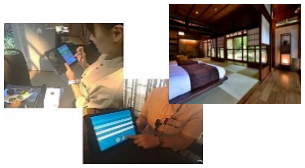

インバウンド化に伴うリフォーム
滞在環境整備

コンシェルジュ
多言語対応支援

【事業実施主体】 観光地域づくり法人(DMO)、地方公共団体またはそれらを含む地域協議会、民間事業者等

【補助対象事業】

①城泊・寺泊のインバウンド化

インバウンド・知的好奇心の高い層向け滞在環境整備
（リフォーム、コンシェルジュの多言語対応、予約HPの改修等）

②体験コンテンツの造成・インバウンド化

体験コンテンツの造成、多言語化、モニターツアー実施
例）城泊：城主体験、グランピング等　　寺泊：写経、座禅、茶礼等

座禅・写経体験

城主体験

侍体験

史跡グランピング

地域資源を活用した、観光コンテンツの
発掘・磨き上げ・インバウンド化

○ **海外に向けた更なる魅力発信・認知度向上** ●30百万円（1件程度）

城・社寺等の歴史的資源を活用した宿泊施設への実際の集客を図るためのコンテンツ作成および宿泊者の増加につながる魅力発信・認知度向上、広報用素材の作成

①海外向け魅力発信

②広報用素材作成

Ⅱ.ソフト事業

施 策 名	木造住宅・都市木造建築物における生産体制整備事業(うち大工技能者等の担い手確保・育成事業)	予算額(百万円)	500の内数
申 請 先	国土交通省住宅局住宅生産課木造住宅振興室	申請期間	2021年3月頃
概　　要	木造住宅の担い手である大工技能者の減少・高齢化が進む中、木造住宅等の生産体制の整備を図るため、民間団体等が行う大工技能者等の確保・育成の取組に対する支援を行う。		
対 象 者	民間事業者等		
対象事業	○ 大工技能者等の担い手確保・育成事業 ・大工技能者等に関係する民間団体等が全国的に実施する大工技能者等の確保・育成の取組（団体主導型） ・地域における複数の大工技能者関係機関が連携して実施する大工技能者等の確保・育成の取組（地域連携型）		
支援内容	○ 大工技能者等の担い手確保・育成事業 大工技能者等の確保・育成の取組に要する費用 補助率：定額		
備考			
連絡先	国土交通省　住宅局　住宅生産課　木造住宅振興室 TEL：０３-５２５３-８５１２ FAX：０３-５２５３-１６２９		

木造住宅・都市木造建築物における生産体制整備事業

令和3年度予算案：5億円

木造住宅の担い手である大工技能者の減少・高齢化が進む中、木造住宅及び都市部における非住宅や中高層の木造建築物（都市木造建築物）の生産体制の整備を図るため、民間団体等が行う大工技能者等の確保・育成の取組や、拡大余地のある都市木造建築物を担う設計者の育成・サポート等の取組に対する支援を行う。

（1）大工技能者等の担い手確保・育成事業

民間団体等が複数年計画に基づき実施する、大工技能者等の確保・育成の取組を支援。

【事 業 内 容】

①団体主導型

大工技能者等に関係する民間団体等が全国的に実施する大工技能者等の確保・育成の取組に対する支援を行う。

②地域連携型

地域における複数の大工技能者関係機関が連携して実施する大工技能者等の確保・育成の取組に対する支援を行う。

【補 助 対 象】 大工技能者等の確保・育成の取組に要する費用

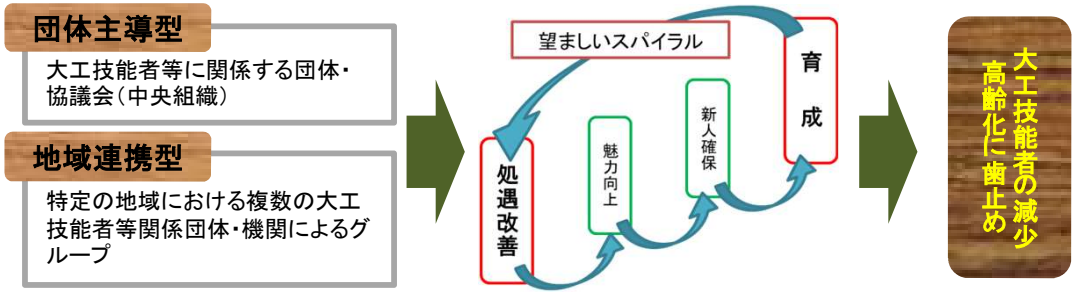

各団体・地域にとって最適な＜確保・育成＞のスキームを構築し、各団体・地域での持続的な取組へと繋げていくことで、将来にわたり大工技能者の能力を発揮できる木造住宅生産体制の整備を図る。

（2）都市木造建築物設計支援事業

都市木造建築物の設計の円滑化に資する環境を整備する取組及び都市木造建築物を担う設計者を育成・サポートする取組を支援。

【事 業 内 容】

①都市木造建築物設計支援情報の集約一元化

都市木造建築物の設計に資する技術情報を集約・整理し、設計者へ一元的に提供する情報インフラ（ポータルサイト）の整備に対する支援を行う。

②都市木造建築物設計者の育成

都市木造建築物の設計に関する講習及び具体の設計に対する技術サポートに対する支援を行う。

【補 助 対 象】 ①情報インフラ（ポータルサイト）の整備に要する費用
②設計に関する講習及び具体の設計に対する技術サポートに要する費用

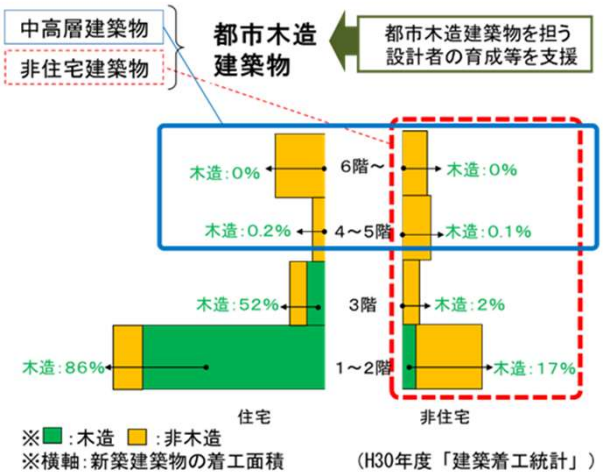

新築建築物の木造化の状況（全国）

【補助事業者】 民間事業者等　　**【補　助　率】** 定額　　**【事 業 期 間】** 令和2年度～令和4年度

施 策 名	広域周遊観光促進のための専門家派遣事業	予算額(百万円)	765（内数）
申 請 先	受託事業者（未定）	申請期間	2021年5月下旬 ～ 2022年2月下旬（予定）
概　　要	登録ＤＭＯ（候補法人を含む）及び地方公共団体へ、広域周遊観光に関する専門家を派遣し、広域周遊観光促進に向けた地域の取組を支援します。		
対 象 者	登録ＤＭＯ（候補法人を含む）、地方公共団体		
対象事業	本事業で派遣対象としているものは、広域周遊観光促進に関する下記の分野。 ・まちづくり　・地域の取組・体制評価　・ＤＭＯ　・マーケティング ・課題発掘　・観光コンテンツの充実　・旅行商品造成　・食と農 ・観光施設　・景観　・文化財　・芸術・伝統文化 ・Web・ICT　・金融　・受入環境整備　・外国人対応 ・宿泊　・交通　・プロモーション　・その他		
支援内容	○地域等からの推薦により登録した専門家を登録ＤＭＯ（候補法人を含む）及び地方公共団体へ派遣 ○専門家が派遣要請を受けた地域を訪問し、外国人等の目線から助言等を実施 ○専門家の派遣に関わる旅費・謝金については、観光庁が負担（上限あり） ○専門家の選定については、事務局（委託事業者）に相談可能		
備　考	－		
連絡先	国土交通省（観光庁）　TEL：03－5253－8327 観光地域振興部　FAX：03－5253－8122 観光地域振興課　URL：http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/expert-haken.html 広域連携推進室		

広域周遊観光促進のための専門家派遣事業について

国土交通省 観光庁

目的

インバウンドの地方誘客促進を進める地域に対して専門家を派遣し、これまで地域内部では気づかれていなかった魅力・課題の発見、施策展開への助言、地域の関係者のスキル向上への支援等により、訪日外国人旅行者の誘客に向けた地域の取り組みの促進を図ることを目的としています。

派遣対象分野

・まちづくり	・地域の取組・体制評価	・DMO	・マーケティング	・課題発掘
・観光コンテンツの充実	・旅行商品造成	・食と農	・観光施設	・景観
・文化財	・芸術・伝統文化	・Web・ICT	・金融	・受入環境整備
・外国人対応	・宿泊	・交通	・プロモーション	・その他

派遣スキーム

観光地域づくり法人（候補法人を含む）及び地方公共団体が事務局（委託事業者）に対し派遣要請を行い、訪日外国人旅行者の周遊促進に向けた課題解決のためのものであると判断される場合に専門家を派遣します。
また、観光庁が各地域へ専門家を派遣する必要があると判断した場合には、観光地域づくり法人（候補法人を含む）及び地方公共団体と調整したうえで専門家の派遣を行います。

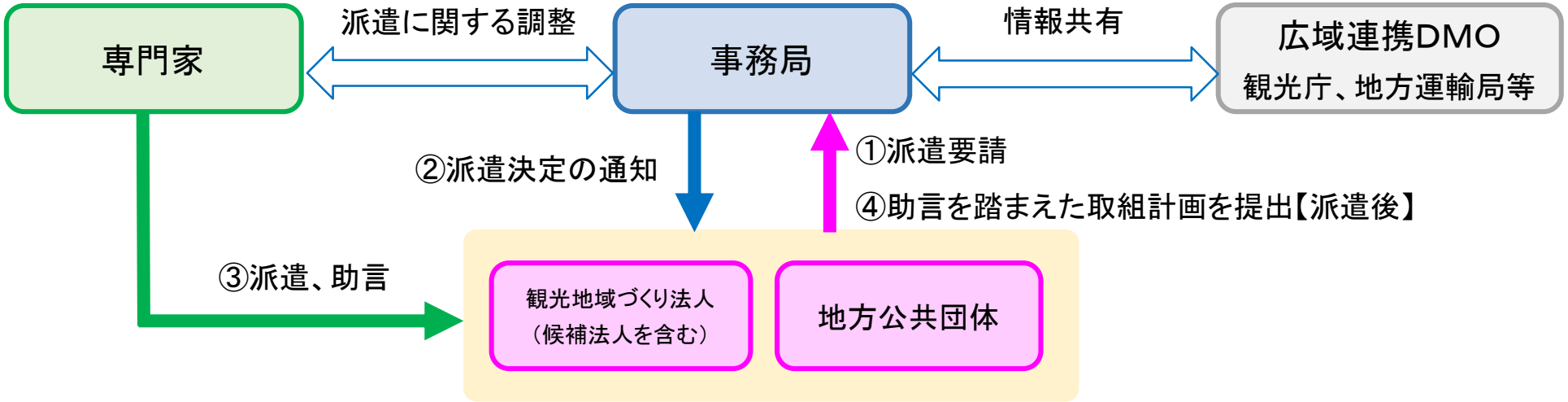

施 策 名	「新たな旅のスタイル」促進事業	予算額(百万円)	504の内数
申 請 先	企業（送り手）と地域（受け手）によるモデル事業 ・・・観光庁参事官（MICE室）	申請期間	調整中
概　要	テレワークなどによる働き方の多様化も踏まえて、ワーケーションやブレジャー等の「新たな旅のスタイル」を普及・促進することにより、休暇の取得促進・分散化を通じた旅行機会の創出や旅行需要の平準化を図る。ワーケーションやブレジャー等の普及にあたっては、企業（送り手）・地域（受け手）の双方の取組が必要となることから、その双方を対象としたモデル事業を実施し、地域（受け手）が企業（送り手）とのマッチングを通じて、ワーケーションやブレジャー等の体験者を受け入れるにあたって、必要な体制整備等について支援を行う。		
対 象 者	ワーケーションやブレジャー等の受入に関する取組を行っている地方公共団体、 及び観光協会や観光地域づくり法人（ＤＭＯ）等		
対象事業	○企業（送り手）と地域（受け手）によるモデル事業 ワーケーション等に関心の高い企業と地域を募集・選定し、双方の体制整備を図るとともに、マッチングを行うことで、ワーケーションに関する企業と地域の継続的な関係性を構築する。		
支援内容	(ア) アドバイザー派遣 地域の受入体制整備に関する支援を目的として、ワーケーション等の研究者・専門家や企業・地域における実践者等をアドバイザーとして派遣する。 ○３回程度の派遣に係る謝金及び旅費 (イ) 地域と企業のマッチング 企業と地域の目的やニーズ等に合わせて双方をマッチングし、制度導入や受入環境整備に向けたサポートを行う。 ○本事業の事務局による企業とのマッチング支援 (ウ) 受入体制整備に係る費用 ○上記の実施に必要な経費(※)：上限400万円 (※)ワーケーションやブレジャーの受入に向けた取組計画策定、体験コンテンツ開発、情報発信等に係る費用		
備　考	－		
連絡先	国土交通省観光庁 参事官（MICE室）　　TEL：03－5253－8938		

国土交通省 観光庁

「新たな旅のスタイル」促進事業

令和３年度予算額：504百万円

背景・課題

○従来の日本の観光スタイルは、特定の時期に一斉に休暇取得する、宿泊日数が短いといった特徴があり、観光消費額の伸び悩みが課題。

○新型コロナウイルス感染症による社会変化を踏まえ、休暇取得や分散化に向けて、滞在型の「新たな旅のスタイル」の普及が必要。

目　的

○働き方改革とも合致したワーケーション等の「新たな旅のスタイル」を普及し、より多くの旅行機会の創出と観光需要の平準化に繋げる。

事業概要

○休暇取得や分散化に繋がるワーケーションやサテライト・オフィス、ブレジャーなどの普及に向けて、企業、受入地域、観光業界等と連携しながら、企業と地域を対象としたモデル事業や情報発信などを実施。

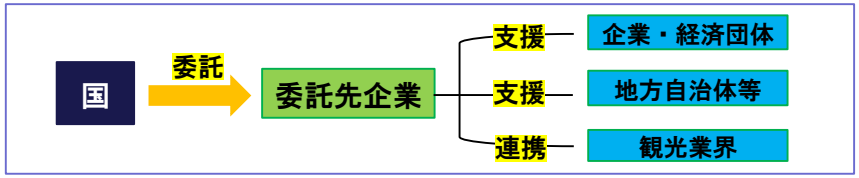

ワーケーションの普及に向けた課題と対応

○普及にあたっては、①企業・従業員双方にメリットのある形で、経済団体とも連携して推進し、②地域の活性化につなげることが必要。

【課題①】
企業にとって、ワーケーションを導入することによるメリットが不明確（生産性向上等の客観的データが不足）

【課題②】
地域において、ワーケーションに対応した環境整備が不十分（滞在中のコンテンツ等）

【課題③】
導入時に必要となる税務処理や労災等の扱いが不明確

【課題④】
ワーケーションに関する認知、理解の不足

【対応策】
企業・地域の双方を対象としたモデル事業
- 企業、地域にアドバイザーを派遣し、　双方の体制整備を支援
- 企業、地域側のニーズに応じてマッチングを実施
- 参加者のワーケーション等の実施による効果を検証

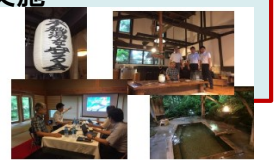

【対応策】
情報発信・プロモーション
- 企業、地域、国民向けの情報発信・プロモーション
- 企業向けパンフレットの作成（税務処理や労災等に関するQ&A等）
- 企業向け全国セミナーの開催（経営層、人事部門を対象）

国土交通省 観光庁

企業と地域によるモデル事業

ワーケーション等に関心の高い企業と地域を募集し、双方の体制整備とマッチングを行い、企業と地域の継続的な関係性の構築につなげる。

地域（受け手）

（１）トライアル(企業受入)

○企業の受入を実施

（２）アドバイザーの派遣

○地域全体での受入体制強化

マッチング

民間企業（送り手）

（１）トライアル(体験)

○ワーケーション等の体験実施

（２）アドバイザーの派遣

○ワーケーション等の目的や意義、効果等の理解を促進

（３）効果検証

地域(受け手)と企業(送り手)の継続的な関係性の構築

施 策 名	国立公園等の自然を活用した滞在型 観光コンテンツ創出事業	予算額(百万円)	1,480の内数
申 請 先	受託事業者	申請期間	2021年４月 ～ ５月（予定）
概　　要	国立公園等の自然を活用した滞在型観光コンテンツの創出等を促進し、訪日外国人旅行者の地域での体験滞在の満足度を向上させることで、インバウンド拡大による地域経済の持続可能な発展に寄与するため、①コンテンツの造成、②地域一体となった効果的なコンテンツ提供の検討、③地域一体となった効果的なコンテンツ提供体制の整備といった、滞在型コンテンツの創出事業に対して支援を行う。		
対 象 者	地方公共団体や民間事業者等		
対象事業	①コンテンツの造成 グランピング、地場産品、ナイトタイム、野生動物観光に加え、ロングトレイルや里地里山の暮らし体験、ワーケーション等の滞在型コンテンツに係る企画検討、ファムトリップの実施、プロモーション等を支援。 ②地域一体となった効果的なコンテンツ提供の検討 複数コンテンツを効果的に提供するための受入れ体制の整備や地域のテーマやストーリーを踏まえたコンテンツの統一的なブランディング等に係る計画策定等。 ③地域一体となった効果的なコンテンツ提供体制の整備 上記②の検討に基づく、ビジターセンター等における情報提供、感染症防止対策、体験フィールドの環境整備、自然情報の収集と事業者への提供、多言語対応等の人材育成、二次交通の構築等。		
支援内容	①コンテンツの造成【地方公共団体や民間事業者等へ1/2補助】 ・コンテンツの立ち上げ、高付加価値化、インバウンド対応に係る支援 （企画検討、テストマーケティング、ファムトリップ、プロモーション（情報発信媒体の整備等）、キャッシュレス化） ②地域一体となった効果的なコンテンツ提供の検討【地方公共団体等へ1/2補助】 ・国立公園や国定公園ならではのテーマやストーリー、既存の地域コンテンツの状況等を踏まえた計画の策定・改定のため調査、インバウンド促進・地域経営能力を有する人材の招へい、地域内の合意形成、計画検討等 ③地域一体となった効果的なコンテンツ提供体制の整備【地方公共団体や民間事業者等へ1/2補助】 ・コンテンツの立ち上げ、高付加価値化、インバウンド対応に係る支援 （ビジターセンター等におけるアクティビティ情報の一元的な提供等、新型コロナウイルス感染症の防止対策（利用者数コントロールのための調査・対策実施など）、複数事業者が活用する体験フィールドの環境整備（清掃、簡易修繕など）、自然環境情報等の収集とコンテンツ事業者への提供、インバウンド対応のためのコンテンツ事業者向けの人材育成、コンテンツ提供のための二次交通の構築に向けたトライアル実施）		
備考			
連絡先	環境省自然環境局 国立公園課 TEL:03-5521-8278 国立公園利用推進室 TEL:03-5521-8271		

国立公園等の自然を活用した滞在型観光コンテンツ創出事業

令和３年度予算（案）
１４.８億円
（新規）

【背景・課題】

圧倒的な自然環境を有する国立公園内での魅力的な自然体験等のコンテンツは、訪日外国人の旅行消費額や延べ宿泊者数の増加に向けて大きなポテンシャルを有しているが、十分に整備・展開されていない。また、各国立公園をブランディングし、地域のテーマやストーリーを踏まえたコンテンツをより効果的に提供するためには、既存コンテンツ等の状況も踏まえた計画づくりと情報の一元的な提供等の地域一体となった受入れ体制の整備等が必要である。

【事業内容】

①コンテンツの造成

従前より取り組んでいるグランピング、地場産品、ナイトタイム、野生動物観光に加え、ロングトレイルや里地里山の暮らし体験、ワーケーション等の滞在型コンテンツに係る企画検討、ファムトリップの実施、プロモーション等を支援。

②地域一体となった効果的なコンテンツ提供の検討

地域協議会等における地域内の複数コンテンツを効果的に提供するための受入れ体制の整備や地域のテーマやストーリーを踏まえたコンテンツの統一的なブランディング等に係る計画策定等。

③地域一体となった効果的なコンテンツ提供体制の整備

②の検討に基づく、ビジターセンター等における情報提供、感染症防止対策、体験フィールドの環境整備、自然情報の収集と事業者への提供、多言語対応等の人材育成、二次交通の構築等。

グランピング

地場産品

ナイトタイム

野生動物観光

【事業スキーム】

直轄・補助

【効果】

効果的なコンテンツの提供推進による、訪日外国人観光客の宿泊数の増加や消費額の増加

国立公園等の自然を活用した滞在型観光コンテンツ創出事業

【事業イメージ】

個々の滞在型コンテンツの造成

グランピング

地場産品

ナイトタイム

野生動物観光

各コンテンツの効果的な提供による副次的効果

・一元的な情報提供や二次交通の改善等でコンテンツ間をつなぐことによる更なる滞在時間や満足度向上
・地域で統一的な自然、歴史、文化の解説等によるブランディング　など

効果的なコンテンツ提供の検討
コンテンツ提供体制の整備

・複数コンテンツを効果的に提供するための受入れ体制整備
・地域のテーマやストーリーを踏まえたコンテンツの統一的なブランディング

地域協議会等

- 環境省
- 専門家
- 地方公共団体
- DMO
- 民間事業者

【事業内容の詳細】

1．コンテンツの造成

対　　象：グランピング、地場産品、ナイトタイム、野生動物観光、ロングトレイル、里地里山の暮らし体験、ワーケーション等の滞在型コンテンツ（関連する国立公園区域外の活動や野生動物観光、温泉地、国定公園についても対象とする）
スキーム：地方公共団体や民間事業者等への補助（1/2）
内　　容：コンテンツの立ち上げ、高付加価値化、インバウンド対応に係る支援
①企画検討
②テストマーケティング、ファムトリップ
③プロモーション（情報発信媒体の整備等）、キャッシュレス化

国立公園等の自然を活用した滞在型観光コンテンツ創出事業

【事業内容の詳細】

２（１）．地域一体となった効果的なコンテンツ提供の検討

対　　象：地域協議会等における地域内の複数コンテンツを効果的に提供するための受入れ体制の整備や地域のテーマやストーリーを踏まえたコンテンツの統一的なブランディング等に係る計画策定・改定等

スキーム：直轄（国立公園等）
地方公共団体等への補助（1/2）

内　　容：国立公園や国定公園ならではのテーマやストーリー、既存の地域コンテンツの状況等を踏まえた計画の策定・改定のため調査、インバウンド促進・地域経営能力を有する人材の招へい、地域内の合意形成、計画検討等

２（２）．地域一体となった効果的なコンテンツ提供体制の整備

対　　象：２（１）の検討に基づく、ビジターセンター等における情報提供、感染症防止対策、体験フィールドの環境整備（清掃・修繕等）、自然情報等の収集と事業者への提供、人材育成、二次交通の構築等

スキーム：直轄（国立公園ビジターセンター等を活用）
地方公共団体や民間事業者等への補助（1/2）

内　　容：コンテンツの立ち上げ、高付加価値化、インバウンド対応に係る支援
①ビジターセンター等におけるアクティビティ情報の一元的な提供等
②新型コロナウイルス感染症の防止対策（利用者数コントロールのための調査・対策実施など）
③複数事業者が活用する体験フィールドの環境整備（清掃、簡易修繕など）
④自然環境情報等の収集とコンテンツ事業者への提供
⑤インバウンド対応のためのコンテンツ事業者向けの人材育成
⑥コンテンツ提供のための二次交通の構築に向けたトライアル実施

施 策 名	文化財保存活用地域計画等作成	予算額(百万円)	1,689の内数
申 請 先	文化庁 地域文化創生本部 広域文化観光・まちづくりグループ	申請期間	2020年10月30日 ～ 2020年12月18日
概　　要	文化財を中核とする観光拠点形成のベースとなる、地域の文化財を総合的に保存・活用するための基本的な計画である「文化財保存活用地域計画」や「文化財保存活用大綱」の作成事業を支援		
対 象 者	地方公共団体		
対象事業	（１）文化財保存活用大綱作成 地方公共団体が文化財保存活用大綱を作成するために実施する調査、普及啓発等 （２）文化財保存活用地域計画作成 地方公共団体が文化財保存活用地域計画を作成するために実施する調査、普及啓発等		
支援内容	○補助対象事業 上記（１）～（２）を実施するための事業経費（事前把握、調査、作成作業、普及啓発、情報発信）及び事務経費 ○補助金の額 予算の範囲内で定額 ○申請方法 申請書類は都道府県教育委員会を経由して提出		
備考			
連絡先	文化庁　地域文化創生本部　広域文化観光・まちづくりグループ TEL：075-330-6730 FAX：075-561-3511		

地域文化財総合活用推進事業

令和３年度予算額（案）　1,689百万円
（前年度予算額　1,509百万円）

文化庁
Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

目的

■各地に所在する有形・無形の文化資源を、その価値の適切な継承にも配慮しつつ、地域振興、観光・産業振興等に活用するための取組を支援することで、文化振興とともに、地域活性化を推進

事業概要　取組内容

◆地域文化遺産・地域計画等

地方公共団体が地域文化遺産を活用した実施計画を策定し、文化財の保護団体で構成される実行委員会等が行う人材育成、普及啓発等の取組を支援

地域文化遺産に関するボランティアガイドの育成、シンポジウムやワークショップの開催、公開事業等を支援

（ワークショップの開催）

◆地域無形文化遺産継承基盤整備

地域の無形文化遺産を継承する取組を支援することにより、確実な継承基盤を整備

山車等の用具等整備、後継者養成、記録作成等の取組を支援

（山車祭りの開催）

◆文化財保存活用地域計画等作成

地域における文化財の総合的かつ計画的な保存と活用を図るため、「文化財保存活用地域計画」の作成等に対する支援を実施

地域計画や大綱の作成に向けた取組を支援するとともに、小規模の市町村への有識者の派遣や文化財保存活用支援団体に対する研修会等を実施

（研修会の実施）

◆世界文化遺産

「世界文化遺産」に登録された地域において行われる普及啓発・人材育成・調査研究等の取組に対して支援し、世界文化遺産を活用した地域活性化を推進

世界文化遺産に関するシンポジウムの開催、ボランティア等の育成、課題の調査・分析や管理計画の見直し等を支援

（ガイド育成研修の実施）

◆ユネスコ無形文化遺産

「ユネスコ無形文化遺産」に登録された地域に対して、普及啓発・人材育成・調査研究等の取組等について支援し、ユネスコ無形文化遺産を活用した地域活性化を推進

ユネスコ無形文化遺産に登録された地域の活性化を図るため、情報発信・普及啓発・人材育成・保護活動等の取組を支援

（シンポジウムの開催）

◆地域のシンボル整備等【新規】

地域計画等を策定しており、かつ地域の核（シンボル）である国登録文化財を戦略的に活用するために機能を維持する取組等に対して支援

地域の核となっている国登録文化財を戦略的に活用するために機能を維持したり、保存・活用を行う団体の取組等を支援

（建造物の修理）

施 策 名	文化資源の高付加価値化の促進	予算額(百万円)	1,770の内数 ※この他、令和2年度第3次補正予算として800
申 請 先	文化庁参事官（文化観光担当）付	申請期間	未定 ※今後、文化庁ホームページでご案内します
概　　要	博物館等の文化施設における夜間等の特別解説ツアー等の実施、社寺等の文化資源をユニークベニューとして活用した音楽祭や芸術祭等の実施といった、上質な文化観光コンテンツの造成等を支援し、文化施設や文化資源の高付加価値化を促進する。		
対 象 者	文化施設・文化資源の設置者・管理者、観光地域づくり法人（DMO）、自治体、民間事業者等		
対象事業	文化施設や文化資源の高付加価値化に資する上質な文化観光コンテンツの造成等の取組 <対象事業のイメージ> ・夜間等の特別解説ツアー等の実施 ・城泊の実施 ・社寺等の文化資源をユニークベニューとして活用した音楽祭や芸術祭等の実施 ・特別な体験の提供等		
支援内容	対象事業の実施に必要な経費を予算の範囲内で負担（１件２０百万円程度を予定）		
備考			
連絡先	文化庁参事官（文化観光担当）付　TEL０３-６７３４-４８６９		

文化資源の高付加価値化の促進

令和３年度予算額（案）　1,770百万円の内数
令和２年度第３次補正予算額　　800百万円

文化庁 Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

趣旨

ポストコロナに向け、富裕層など上質な観光サービスを求め、これに相応の対価を支払う旅行者の滞在・消費の促進が急務となっていることを踏まえ、こうした旅行者の長期滞在・消費拡大に向け、文化施設や文化資源の高付加価値化を促進し、「文化振興・観光振興・地域活性化」の好循環を創出する。

事業内容

博物館等の文化施設における夜間の特別解説ツアーの実施、社寺等の文化資源をユニークベニューとして活用した音楽祭や芸術祭の実施といった、上質な文化観光コンテンツの造成等を支援し、文化施設や文化資源の高付加価値化を促進するとともに、本事業で得られる成果を横展開することで、民間事業者等による更なる取組の促進を図る。

〈文化施設の高付加価値化〉

夜間等の特別解説ツアー等の実施

城泊の実施

〈文化資源の高付加価値化〉

文化資源をユニークベニューとして活用した音楽祭や芸術祭等の実施

特別な体験の提供

スキーム

国 → 調査研究の委託（公募） → 管理運営事務局 → 事業実施の委託（公募）／進捗管理、コーチング等 → 実施事業者

事業者

文化施設・文化資源の設置者・管理者、観光地域づくり法人（DMO）、自治体、民間事業者等

施 策 名	Living History（生きた歴史体感プログラム） 促進事業	予算額(百万円)	1,800百万円の内数
申 請 先	文化庁　文化資源活用課	申請期間	年数回の募集を予定
概　　要	歴史的背景に基づいて往時を体験・体感できるような復元事業や展示・体験事業などの取組を支援するもので、観光客が日本の文化を理解・体感できるよう文化財の付加価値を高め、観光資源として更なる磨き上げを図る。		
対 象 者	・法人（地方公共団体、民間団体等） ・DMO等によって構成される協議会等 ＊原則、令和２年度観光振興事業費補助金交付要綱第１章第２条二に基づく指定市区町村並びに日本遺産の構成文化財が存する、世界文化遺産の構成資産が存する及びユネスコ無形文化遺産が公開される市区町村で行う事業であること		
対象事業	国指定・選定の文化財を核として当該文化財の付加価値を高め、収益の増加などの好循環を創出するための取組にかかる事業 【代表的な取組例】 ・歴史的な出来事等、文献等の記録から再現した復元行事（AR等での再現を含む） ・歴史的な出来事等に基づく体験事業（往時の衣装を復元し着用する体験、古代の食の復元 等） ・当時の衣装や往時に使用された調度、道具類の復元及びこれらを活用した展示 （AR等での再現を含む）等		
支援内容	○補助率 １／２ （以下に該当する場合、補助金の額を調整。ただし、２／３を上限とする） （１）文化財保存活用大綱、文化財保存活用地域計画、歴史文化基本構想又は歴史的風致維持向上計画を策定している地方公共団体の域内で実施される場合　…５%加算 （２）財政規模が一定の割合である場合 （ア）地方公共団体の場合＝財政力指数が0.5以下　…10%加算 （イ）民間団体の場合＝事業規模指数（※）が0.1以上　…10%加算 ※事業規模指数＝補助対象となる総事業費／補助事業者の財政規模 （３）本事業に観光庁に登録された登録観光地域づくり法人（登録DMO）が参加している場合　…５%加算 （４）当該年度に他の国際観光旅客税事業と連携して実施することを計画している場合 …５%加算 （５）文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律の認定を受けた拠点計画又は地域計画に基づく事業又は当該事業と連携して実施することを計画している事業である場合　…５%加算 ※なお、本項目を適用する場合は（３）を適用しない。 （６）３つ以上のプログラムを開発する場合　…５%加算		
備考			
連絡先	文化庁 文化資源活用課	TEL:　03-5253-4111 （内線3159） FAX:　03-6734-3820	

Living History（生きた歴史体感プログラム）促進事業

2021年度予算額 1,800百万円の内数
(前年度予算額　1,800百万円の内数)

文化庁

「Living History」とは？

Living History（生きた歴史体感プログラム）促進事業とは、重要文化財や史跡を訪れた方が、往時のくらしや祭事などを体験し、日本の文化を理解・体感できるような、歴史的背景に基づいた復元行事や展示・体験事業などの取組です。

① **文化財の付加価値を高める**…観光客が体感・体験できるよう、歴史的な出来事や当時の生活を再現
② **好循環の創出**…文化財を核として賑わいを創出し、増えた収益を文化財の修理・整備や新たな企画に再投資

観光資源としての更なる磨き上げ

【現状・課題】

・必ずしも観光客にとって往時が分かりやすい形で公開されていない
・民間事業者と連携しつつ、文化財の所有者・管理団体等が自律的に文化財の修理・整備を行うモデル作りが必要

【目指す姿】

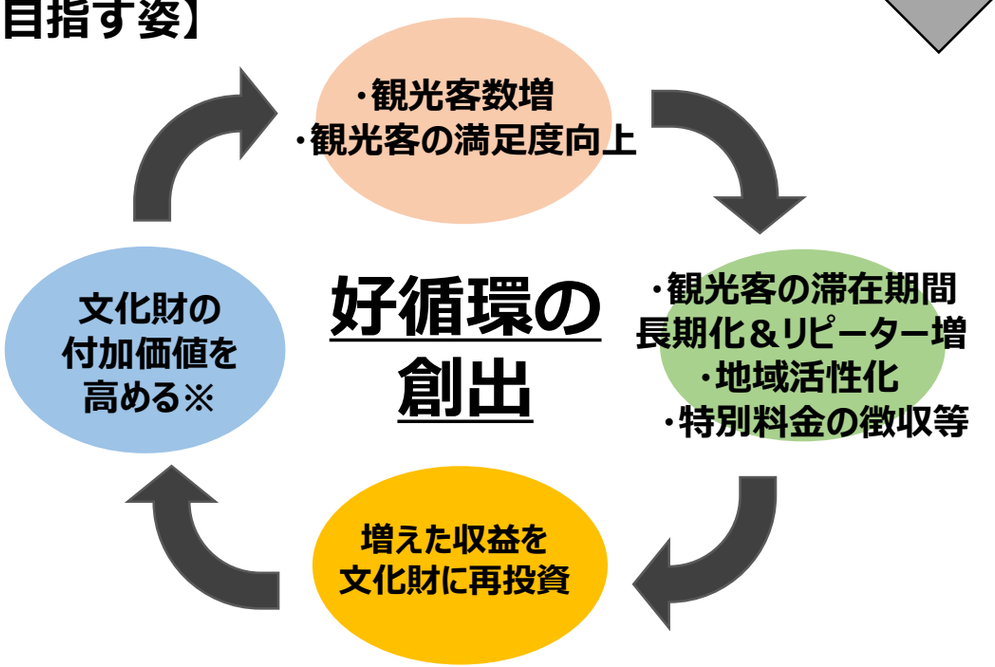

【事業者】

・法人（地方公共団体、民間団体等）
・DMO等によって構成される協議会等

【主な要件】

・対象は、国指定等文化財を核としたもの
・対象となる文化財に、文献や絵画等の史料や研究資料等に基づいた付加価値を付与すること
・外国人観光客を含む参加者がわかりやすい解説を行うこと

【代表的な取組例】

・歴史的な出来事等、文献等の記録から再現した復元行事(AR等での再現を含む)
・歴史的な出来事等に基づく体験プログラム事業
（往時の衣装を復元し着用する体験、古代の食の復元 等）
・当時の衣装や往時に使用された調度、道具類の復元及びこれらを活用した展示
（AR等での再現を含む）等

（絵図より忠実に再現した大名行列の実施）

（中世の食事の体験）

（史跡における当時の様子をARを活用して体験）

施 策 名	不動産証券化手法を活用した地域振興のためのネットワークの形成促進	予算額(百万円)	8
申 請 先	受託事業者	申請期間	未定（令和3年度）
概　　要	人口減少・高齢化社会に対応したまちづくりや、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け多核連携型の都市の形成がなされていく中で、空き家・空き店舗や公的不動産（PRE）等の遊休・低未利用不動産を地域資源として活用していくことが期待されている中、PRE等の証券化に関する地方公共団体・事業者等のマッチングの促進、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた不動産証券化事業の実施支援を行う。		
対 象 者	公的不動産（PRE）の活用や空き家等の再生を検討している事業者、地方公共団体、地域金融機関等		
対象事業	（１）公的不動産（PRE）等の証券化に関する地方公共団体・事業者等のマッチング促進 〇支援対象事業者：公的不動産（PRE）等の活用を検討している事業者、地方公共団体、地域金融機関等 （２）新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた不動産証券化事業の実施支援 〇支援対象事業者：新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた不動産証券化事業を検討している事業者、地方公共団体等		
支援内容	（１）公的不動産（PRE）等の証券化に関する地方公共団体・事業者等のマッチング促進 〇補助額：ー（マッチングサービスの構築による関係者間の情報の把握の促進　等） （２）新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた不動産証券化事業の実施支援 〇補助額：ー（不動産証券化手法に係る専門家によるアドバイザリー等の実施　等）		
備考	ー		
連絡先	国土交通省 不動産・建設経済局 不動産市場整備課 TEL：　０３－５２５３－８２８９ FAX：　０３－５２５３－１５７９ URL： http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bf_000011.html		

不動産証券化手法を活用した地域振興のためのネットワーク形成促進

R3年度予算額：　7,758千円
R2年度予算額：13,080千円

継続

背景

○　人口減少・高齢化社会において、地域の活力を維持していくためには、地域において、まちににぎわいと活力を生み出すような施設を整備し、地域の魅力を向上させることが必要。

○　また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の教訓を踏まえ、今後、柔軟な働き方や地方での就労・居住が進むことが予想される中、多核連携型の都市形成がなされていくことが期待されている。

政策的課題（対応の必要性）

○　にぎわい施設の整備や多核連携型の都市形成を持続的に進めるためには、地元資金を募りつつ、既存の不動産ストックや公的不動産(PRE)等、地域の遊休・低未利用不動産を地域資源として活用することが必要であるが、事業資金の確保が課題となる場合も存在。

○　その場合、不動産特定共同事業(FTK)を始めとする不動産証券化手法を活用することにより、地元資金を含む資金を円滑に確保し、地域の遊休・低未利用不動産の活用を図っていくことが有効であるが、特に地域においては、不動産証券化手法に関し、関係者間のネットワークの構築不足やノウハウの不足が課題となっている。

不動産特定共同事業（FTK）の案件数

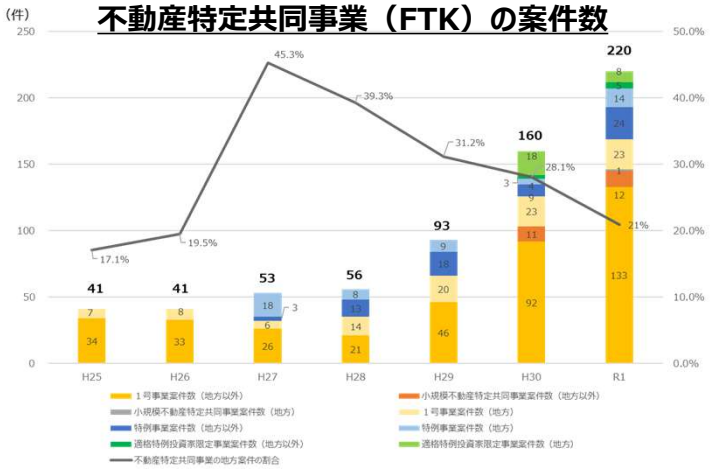

地元資金を活用したFTK事業（検討中）の例

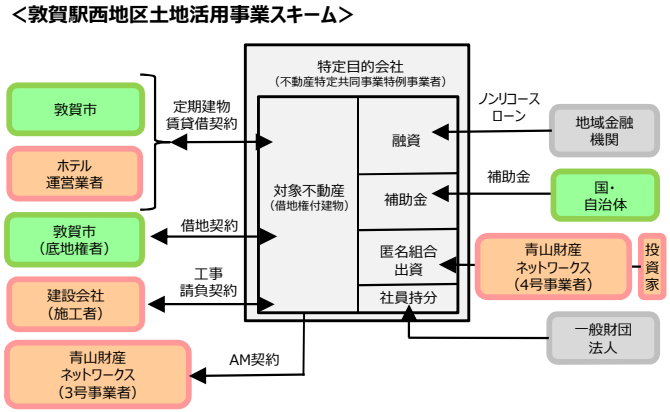

↑施設全体外観イメージパース

↑知育施設外観イメージパース

（参考）「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」（令和２年７月17日　閣議決定）

６．新しい時代の流れを力にする　（２）地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくり

・「地方創生SDGs金融」を通じた自律的好循環の形成に向け、・・・不動産特定共同事業（FTK）による資金供給を行う。

（参考）「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和２年７月17日　閣議決定）

４．「新たな日常」を支える地域社会の実現、安全・安心の確保　（１）東京一極集中から多核連携型の国づくりへ　③地方都市の活性化に向けた環境整備

・感染症の教訓を踏まえた柔軟な働き方や地方都市での就労・居住の推進に向け、ユニバーサルデザインの街づくり、地域の生活機能を集約する都市のコンパクト化・・・等を通じて、歩いて暮らせるゆとりとにぎわいあるまちづくりを実現し、地域の魅力を高めるとともに、・・・二者択一ではない大都市圏と地方圏の関係の構築につなげていく。

不動産証券化手法を活用した地域振興のためのネットワーク形成促進

R3年度査定額： 7,758千円
R2年度予算額：13,080千円

継続

事業内容

地域における有休・低未利用不動産の活用促進に向けた連携体制の構築

①PRE等の証券化に関する地方公共団体・事業者等マッチング促進　[2,633千円]

○ 地域における公的不動産(PRE)等の遊休・低未利用不動産の活用を進めるためには、不動産特定共同事業（FTK）等の不動産証券化手法により、地元投資家、地域金融機関等、地元からの資金供給を実現することが有用。

○ しかしながら、現状、事業に関係する者の間のネットワークが不足している上、不動産証券化事業のノウハウを有する事業者が限定されていることから、事業者、地方公共団体、地域金融機関、民間企業等の関係者間の情報について、相互に情報を把握しやすくするマッチングサービスを、民間ウェブサイトと連携するなど、手法を検討し構築する。

「新しい生活様式」に対応するための不動産改修事業の実施促進

②新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた不動産証券化事業の実施支援　[3,223千円]

○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、今後、テレワークの導入進展やサテライトオフィスの活用等、新しい生活様式が浸透する中で、既存の不動産ストックを新たな用途に改修するニーズが高まることが予想される。

○ このような改修ニーズに対応し、事業を円滑に実施するためには、不動産特定共同事業（FTK）等の不動産証券化手法を活用することが有用であることから、不動産証券化手法を活用した新しい生活様式に適応するための改修事業の実施に当たり、専門家によるアドバイザリー等の支援を実施し、好事例の蓄積を図る。

③土地・建物を賃借する不動産特定共同事業に係るモデル約款の作成　[1,902千円]

○ 古民家等の場合、現所有者の所有継続意欲が高く、不動産特定共同事業者が土地・建物を取得できない場合がある。また、土地・建物を取得せずに賃借した方が必要な費用が低下し、事業者が容易に参入可能となることから、新たな生活様式に対応するための不動産改修事業の実施を促進するためには、土地・建物を賃借するスキームの普及を図る必要がある。

○ しかしながら、現状、不動産特定共同事業者にはそのような事業における投資家との契約についてのノウハウが不足しており、事業化が進んでいないことから、投資家との契約のモデルとなる約款を作成し、周知する。

<神奈川県鎌倉市における古民家再生事業スキーム図>

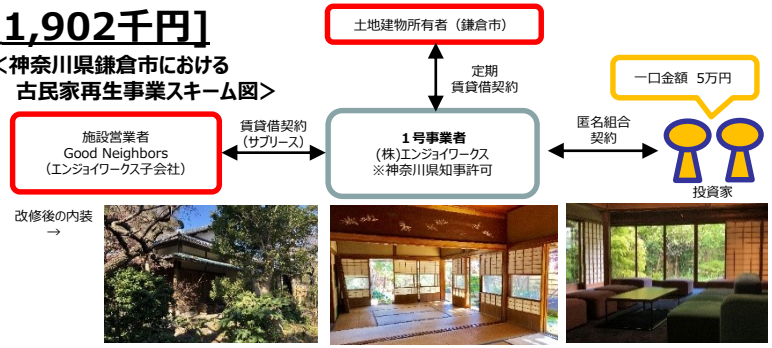

※いずれも、R3年度から開始する調査内容である。

地元資金を活用した公的不動産（PRE）、既存不動産ストック等の遊休・低未利用不動産の円滑かつ持続的な展開や、新たな生活様式に即した不動産改修事業の普及促進を図ることにより、地域の魅力向上や多核連携型の都市形成を実現する。

施 策 名	ふるさと移住交流支援プロジェクト	予算額(百万円)	―
申 請 先	―	申請期間	―
概　　要	▶　過疎地域等をはじめとする地方圏では、著しい高齢化や人口流出に伴い、地域づくりの担い手不足の課題に直面しており、ふるさと納税の仕組みを活用して移住交流を推進。 ▶　ふるさと納税を活用する事業の内容を具体的に明示して、ふるさと納税を募集することを通じて、寄附文化の醸成を図る。 ▶　地方団体は、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、事業に共感する方からふるさと納税を募り、移住交流促進事業を実施。 ▶　寄附者は移住などに一定の関心を持っている者であると考えられるため、地方団体は、寄附者を「ふるさと未来投資家」として位置付け、ふるさと納税をきっかけとした継続的なつながりを持つ取組を行うとともに、さらに寄附者をはじめとした移住希望者に対して移住・定住対策事業を展開。		
対 象 者	地方公共団体		
対象事業	ふるさと納税をきっかけとした継続的なつながりを通じて行う移住・交流促進事業		
支援内容	▶　移住・定住対策の取組に対する特別交付税措置（平成２７年度～） 対象経費：対象団体において当該地域への移住・定住を推進するために実施される移住希望者等に対する情報発信、移住体験の実施や受入地域における移住者の受入環境の整備、移住希望者に対する情報提供・相談対応等や移住者の定住・定着に向けた支援に係る事業に要する費用		
備考	ふるさと納税ポータルサイト http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html		
連絡先	総務省 自治税務局　市町村税課　　TEL：03－5253－5669 地域力創造グループ 地域自立応援課　TEL：03－5253－5392		

ふるさと移住交流促進プロジェクト

目的

- 過疎地域等をはじめとする地方圏では、著しい高齢化や人口流出に伴い、地域づくりの担い手不足の課題に直面しており、ふるさと納税の仕組みを活用して移住交流を推進。
- ふるさと納税を活用する事業の内容を具体的に明示して、ふるさと納税を募集することを通じて、寄附文化の醸成を図る。

概要

- 地方団体は、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、事業に共感する方からふるさと納税を募り、移住交流促進事業を実施。
- 寄附者は移住などに一定の関心を持っている者であると考えられるため、地方団体は、寄附者を「ふるさと未来投資家」として位置付け、ふるさと納税をきっかけとした継続的なつながりを持つ取組を行うとともに、さらに寄附者をはじめとした移住希望者に対して移住・定住対策事業を展開。
- 総務省は、地方団体の移住・定住対策の取組に対する特別交付税措置等により支援。

イメージ図

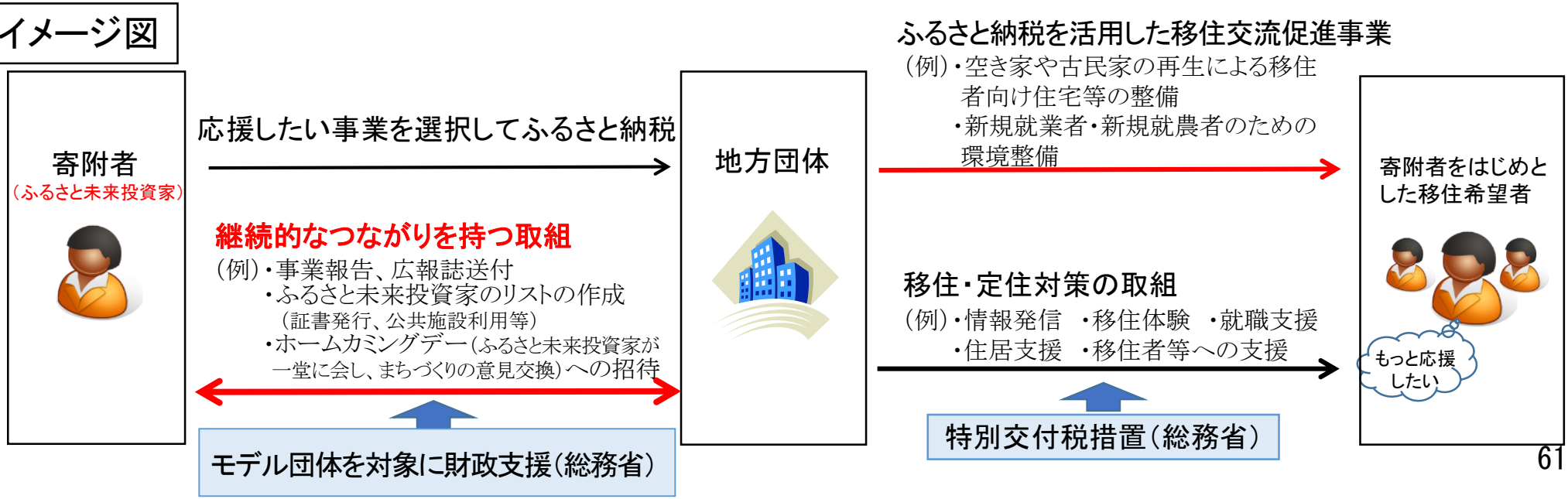

施 策 名	ふるさと起業家支援プロジェクト	予算額(百万円)	ー
申 請 先	ー	申請期間	平成３０年度 事業実施分～
概　　要	▶　地方団体による地域の起業支援を促すとともに、ふるさと納税の仕組みを活用して地域の外から資金を調達することによって、地域経済の好循環の拡大を図る。 ▶　ふるさと納税を活用する事業の内容を具体的に明示して、ふるさと納税を募集することを通じて、寄附文化の醸成を図る。 ▶　地方団体は、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、地域課題の解決に資する事業を立ち上げる起業家に対し、事業に共感する方からふるさと納税を募り、補助を行う。 ▶　起業家は、寄附者を「ふるさと未来投資家」として位置付け、支援先の事業に継続して関心をもってもらうための工夫を行う。具体的には、ふるさと納税の趣旨に沿った範囲内で、定期的な事業報告を行うほか、自社製品の試供品等の送付、事業所見学への招待、起業が成功した際の新製品の贈呈等が考えられる。		
対 象 者	地方公共団体		
対象事業	クラウドファンディング型のふるさと納税を活用した地域における起業支援		
支援内容	▶　起業家への上乗せ補助に対する特別交付税措置 　対象経費：ふるさと未来投資家が起業家（事業）を特定してふるさと納税を行う場合に地方団体がふるさと納税を財源に当該起業家へ補助する金額（以下、「ふるさと納税を財源に補助する金額」という。）に上乗せして、地方団体が起業家に対して事業立ち上げの初期投資費用（施設整備費、機械装置費、備品費）を補助する場合における当該補助に要する経費。 　ただし、１事業当たりの対象経費の上限は、ふるさと納税を財源に補助する金額を超えない範囲とする。 ▶　起業家から提案される事業の審査等に要する経費に対する特別交付税措置 　対象経費：クラウドファンディング型のふるさと納税を活用して、事業立ち上げの初期投資費用について地方団体から補助を受けようとする起業家に係る以下の経費を対象経費とする。 ・起業家が提案する事業について審査を行う外部有識者への報酬等 ・起業家の募集 ただし、地方団体から起業家への補助は、対象経費に含まないこととする。		
備考	ふるさと納税ポータルサイト http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html		
連絡先	総務省 自治税務局　市町村税課　　TEL：０３－５２５３－５６６９ 地域力創造グループ 地域政策課　TEL：０３－５２５３－５５２３		

ふるさと起業家支援プロジェクト

目的

- 地方団体による地域の起業支援を促すとともに、ふるさと納税の仕組みを活用して地域の外から資金を調達することによって、地域経済の好循環の拡大を図る。
- ふるさと納税を活用する事業の内容を具体的に明示して、ふるさと納税を募集することを通じて、寄附文化の醸成を図る。

概要

- 地方団体は、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、地域課題の解決に資する事業を立ち上げる起業家に対し、事業に共感する方からふるさと納税を募り、補助を行う。
- 起業家は、寄附者を「ふるさと未来投資家」として位置付け、支援先の事業に継続して関心をもってもらうための工夫を行う。具体的には、ふるさと納税の趣旨に沿った範囲内で、定期的な事業報告を行うほか、自社製品の試供品等の送付、事業所見学への招待、起業が成功した際の新製品の贈呈等が考えられる。
  ※上記の実施内容については、起業家の創意工夫に委ね、事業内容の魅力とともに競い合っていただく。
- 総務省は、起業家の事業立ち上げの初期投資に要する経費について、地方団体がふるさと納税を財源に補助する金額を超えない範囲で行う補助等に対して特別交付税措置により支援。

イメージ図

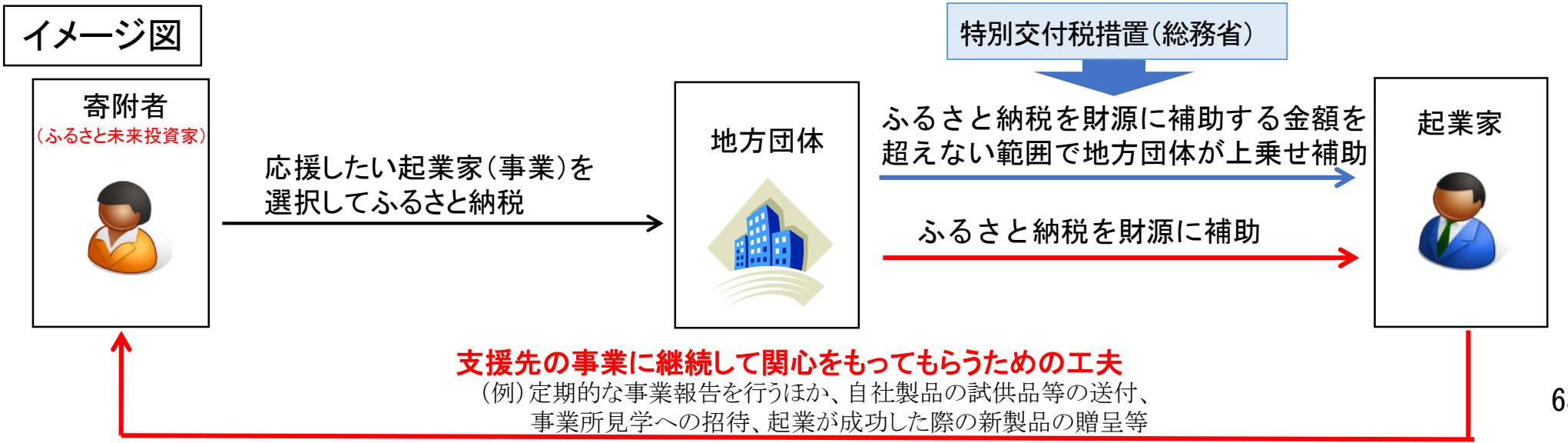

（様式１）

施 策 名	地域おこし協力隊クラウドファンディング 官民連携事業	予算額(百万円)	ー
申 請 先	ー	申請期間	随時
概　　要	地域おこし協力隊員や隊員OB・OG（以下「地域おこし協力隊員等」という。）が地域で起業するためのビジネスプランを、「ふるさと納税」を活用した寄附を通じて応援する。 ＜参考＞地域おこし協力隊 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・ＰＲ等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る。		
対 象 者	地方公共団体		
対象事業	○地域おこし協力隊の任期終了後の定住・定着を図るため、地域おこし協力隊員等の起業に向けた取組を「ふるさと納税」を活用した寄附を通じて支援する事業 （事業の実施にあたっては、地域おこし協力隊員等が委嘱を受けている地方公共団体に各自のビジネスプランを提案。提案を受けた地方公共団体は、地域活性化や地域課題の解決、継続的な地域雇用の創出等の観点から、住民の理解が得られるものであるかについて十分に精査の上、支援するビジネスプランを選定。その後、クラウドファンディング事業者を決定した上で、資金調達を開始することとなる。）		
支援内容	○地方公共団体が取り組む「地域おこし協力隊クラウドファンディング官民連携事業」に要する経費は、「地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費」（最終年次または任期終了翌年の起業する者又は事業を引き継ぐ者１人あたり100万円上限）として特別交付税措置により財政支援		
備考			
連絡先	総務省地域力創造グループ地 域自立応援課 TEL：03－5253－5394 FAX：03－5253－5537		

地域おこし協力隊について

※令和３年度より

地域おこし協力隊とは

○**制度概要：**都市地域から過疎地域等の**条件不利地域に住民票を異動**し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・ＰＲ等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの**「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る**取組。

○**実施主体：**地方公共団体

○**活動期間：**概ね１年以上３年以下

○**地方財政措置：**

◎地域おこし協力隊取組自治体に対し、概ね次に掲げる経費について、**特別交付税措置**

① 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員１人あたり４７０万円上限
(報償費等２７０万円〔※〕、その他の経費(活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など）200万円)

※ 隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で、最大320万円まで支給可能とするよう弾力化することとしている（隊員１人当たり470万円の上限は変更しない。）

② 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：最終年次又は任期終了翌年の起業する者又は事業を引き継ぐ者１人あたり100万円上限

※ 令和３年度に限り、対象期間を最終年次又は**任期終了２年以内**へ延長

③ 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：１団体あたり200万円上限

④「おためし地域おこし協力隊」に要する経費　：１団体あたり100万円上限

⑤「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：１団体あたり100万円上限（プログラム作成等に要する経費）、１人・１日あたり 1.2万円上限（活動に要する経費）

⑥ 任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率０．５

◎都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費について、普通交付税措置（平成28年度から）

◎都道府県が実施する地域おこし協力隊員OB・OGを活用した現役隊員向けのサポート体制の整備に要する経費について、普通交付税措置（令和２年度から）

地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

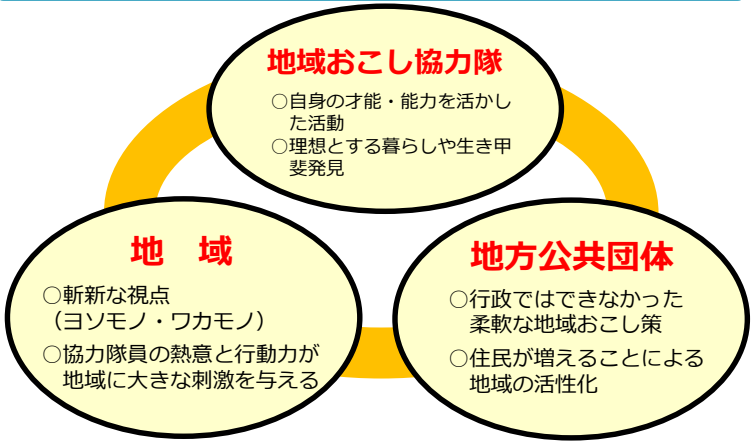

隊員数、取組団体数の推移

⇒ **令和６年度に8,000人を目標**

年 度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人 (1,511人)	2,799人 (2,625人)	4,090人 (3,978人)	4,976人 (4,830人)	5,530人 (5,359人)	5,503人 (5,349人)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体

※総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく隊員数
※平成26年度以降の隊員数は、名称を統一した「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数（26年度：118人、27年度：174人、28年度：112人、29年度：146人、30年度：171人、令和元年度：154人）と合わせたもの。カッコ内は、特別交付税算定ベース。

隊員の**約４割は女性**

隊員の**約７割が20歳代と30歳代**

任期終了後、**約６割が同じ地域に定住**
※H31.3末調査時点

Ⅲ.その他

（様式１）

<table>
<tr><td>施 策 名</td><td>消防用設備等の基準の特例の考え方等の整理・公表等</td><td>予算額(百万円)</td><td>－</td></tr>
<tr><td>申 請 先</td><td>－</td><td>申請期間</td><td>－</td></tr>
<tr><td>概　　要</td><td colspan="3">古民家等を活用した魅力ある観光まちづくりを推進するための、消防用設備等の基準の特例の考え方等の整理・公表等</td></tr>
<tr><td>対 象 者</td><td colspan="3">古民家等を活用する事業者</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="3">古民家等を活用する事業者が行う事業全般</td></tr>
<tr><td>支援内容</td><td colspan="3">下記の取組を通じて、古民家等を活用する事業者を支援

（１）古民家を宿泊施設、レストラン等に活用する場合の消防用設備等の基準の適用について、防火安全性を確保した上で特例の考え方等を整理・公表
・一般住宅を宿泊施設や飲食店等に活用する場合における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例の適用について（通知）（平成29年3月23日付け消防予第71号）
（http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2903/pdf/290323_yo71.pdf）
・古民家等に係る消防法施行令第32条の適用事例の情報提供について（平成29年3月23日付け事務連絡）
（http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2903/pdf/290323_jimurenraku.pdf）

（２）一定の古民家等活用施設において、簡便な工事で設置可能な消防用設備等が設置可能である旨の内容をホームページ等で広報
・古民家を利用した施設の消防用設備等に関するリーフレット
（https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/item/prevention001_06_leaflet.pdf）</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="3"><必要となる消防用設備等の例>

<table>
<tr><th>古民家等の活用用途</th><th>必要となる消防用設備等</th><th>期待される効果</th></tr>
<tr><td rowspan="4">・カフェ
・レストラン</td><td>・消火器（火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置が講じられているものを除く）を設けたもの又は延べ面積150㎡以上）</td><td>初期消火手段の確保</td></tr>
<tr><td>・自動火災報知設備（延べ面積300㎡以上）</td><td>火災の早期覚知手段の確保</td></tr>
<tr><td>・誘導灯（避難口が容易に見通せる場合等は不要）</td><td>避難ルートの明示</td></tr>
<tr><td>・防災カーテン等</td><td>延焼拡大の抑制</td></tr>
<tr><td rowspan="4">・物販店</td><td>・消火器（延べ面積150㎡以上）</td><td>初期消火手段の確保</td></tr>
<tr><td>・自動火災報知設備（延べ面積300㎡以上）</td><td>火災の早期覚知手段の確保</td></tr>
<tr><td>・誘導灯（避難口が容易に見通せる場合等は不要）</td><td>避難ルートの明示</td></tr>
<tr><td>・防災カーテン等</td><td>延焼拡大の抑制</td></tr>
<tr><td rowspan="4">・宿泊施設</td><td>・消火器（延べ面積150㎡以上）</td><td>初期消火手段の確保</td></tr>
<tr><td>・自動火災報知設備（一般的に無線式のもので対応可能）</td><td>火災の早期覚知手段の確保</td></tr>
<tr><td>・誘導灯（避難口が容易に見通せる場合等は不要）</td><td>避難ルートの明示</td></tr>
<tr><td>・防災カーテン等</td><td>延焼拡大の抑制</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="3">消防庁予防課
TEL:03-5253-7523
FAX:03-5253-7533</td></tr>
</table>

古民家等に対し消防用設備等の基準の特例を適用した事例

スキーム

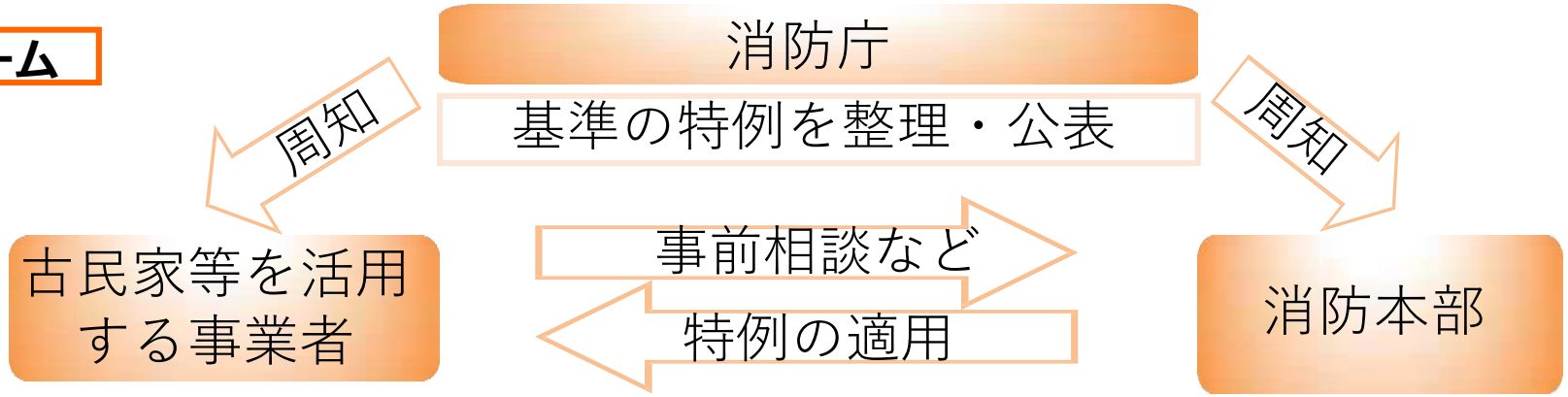

岳北消防本部（長野県）の誘導灯設置免除事例　（平成26年５月）

建物概要	
建物構造	地上２階建
延べ面積	２２０㎡（１階１６０㎡　２階６１㎡）
用途	１階　客室、厨房、浴室、納戸 ２階　所有者の居住スペース ※消防法施行令別表第一５項イ（宿泊施設）に該当
収容人員	７人

岳北消防本部は消防庁が示した特例の適用要件に適合すると判断し誘導灯の設置を免除。
【特例の適用要件】
○客室は１室であり、直接屋外へ避難することが可能である。
　また、夜間においても容易に避難することが可能である。
○施設の周囲には避難に支障となる物がないことから、安全な場所まで容易に
　避難することができる。
○施設の利用者には、到着時に避難経路、場所等について説明する。
　また、有事の際には施設の管理者が宿泊者等を安全な場所まで誘導する。

注）２階は所有者の居住スペースであることを踏まえて誘導灯の設置を免除。

＜建物の外観＞